

再利用対象物保管場所設置届兼 廃棄物保管場所等設置届作成手引

※お願い※

① 届出に関して

担当者でないに対応できないことやお答えできない内容があります。

ご来庁の際は、お手数ですが**廃棄物保管場所担当者へ、必ず事前に
日程調整の連絡**をお願いいたします。

提出書類は本手引きは足立区公式ホームページからダウンロードしてお使いください。

※トップページ右上にあるメニューから【住まい・暮らし】→【ごみとリサイクル】→【事業者の方へ】→【「再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置届」について】の、文中[関連ファイル]でご確認ください。

② 完成検査の予約について

完成検査は、設計者、建物管理者、足立清掃事務所、担当課で行います。日程調整が必要なため、建物を使用する1か月前までに検査の予約をしてください。

※保管場所のレイアウト変更は事前承認が必要です。検査当日の変更はお受けできません。



令和6年10月改正

足立区環境部ごみ減量推進課

目 次

〔参考〕 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届対象建築物早見表	1
足立清掃事務所 連絡先・所在地	2
1 設置届の作成要領（住宅用途）	3
説 明	4～9
図 1 反転コンテナボックスを使用しない場合の廃棄物保管場所などの配置例	9～10
図 2 反転コンテナボックスを使用しない場合の容器などの配置例	11～13
図 3 反転コンテナボックスを使用する場合の廃棄物保管場所などの配置例	14
図 4 反転コンテナボックスを使用する場合の容器などの配置例	15
2 提出書類記入例（住宅用途）	16
① 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	17
② 遵守事項確認書（住宅用）	18
③ 床面積内訳書（住宅用）	19
④ 容器数算定の考え方	20
⑤ 段置きの考え方	21
3 設置届の作成要領（事業用途）	22
説 明	23～27
図 5 廃棄物保管施設の容器などの配置例	28～29
別表 再利用対象物保管施設の必要面積算出基準	30
図 6 再利用対象物保管施設の例	31
図 7 感染性廃棄物保管場所の例	32
4 提出書類記入例（事業用途）	33
① 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	34
② 遵守事項確認書（事業用）	35
③ 床面積内訳書（事業用）	36
④ 床面積内訳書（事業用・雑居ビル）	37
⑤ 算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）	38
⑥ 容器数算定の考え方	39

5	提出書類原本	40
①	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	41
②	遵守事項確認書	42
③	床面積内訳書（住宅用）	43
④	容器数算定の考え方	44
⑤	段置きの考え方	45
⑥	床面積内訳書（事業用）	46
⑦	床面積内訳書（事業用・雑居ビル）	47
⑧	算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）	48
⑨	再利用対象物保管施設面積計算表（有効面積 1 万㎡以上の建築物）	49～50

※根拠条文（抜粋）

「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」

第 19 条第 6 項

事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

第 50 条第 1 項

規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」

第 4 条

条例第 19 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物とする。

第 30 条

条例第 50 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

- (1) 事業用途に供される床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物
- (2) 住戸数が 30 戸以上又は住宅用途に供される床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物

【 参考 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届対象建築物早見表 】

建 築 物 の 規 模 及 び 用 途			住 宅 用 廃棄物等 保管場所 設 置 届	事 業 用 廃棄物等 保管場所 設 置 届	再 利 用 対 象 物 保管場所 設 置 届
★延床面積 1, 0 0 0㎡未満の建築物					
住宅用途のみの建築物	住戸数 3 0 戸未満		×	×	×
	住戸数 3 0 戸以上		●	×	×
事業用途のみの建築物			×	×	×
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	住戸数 3 0 戸未満		×	×	×
	住戸数 3 0 戸以上		●	×	×
★延床面積 1, 0 0 0㎡以上～3, 0 0 0㎡未満の建築物					
住宅用途のみの建築物	住戸数 3 0 戸未満		×	×	×
	住戸数 3 0 戸以上		●	×	×
事業用途のみの建築物			×	●	●
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	事業用途面積 1, 0 0 0㎡未満	住戸数 3 0 戸未満	×	×	×
		住戸数 3 0 戸以上	●	×	×
	事業用途面積 1, 0 0 0㎡以上 3, 0 0 0㎡未満	住戸数 3 0 戸未満	×	●	●
		住戸数 3 0 戸以上	●	●	●
★延床面積 3, 0 0 0㎡以上の建築物					
住宅用途のみの建築物（住戸数にかかわらず）			●	×	×
事業用途のみの建築物			×	●	●
事業用途と住宅用途が 混在した建築物	事業用途面積 1, 0 0 0㎡未満	住戸数 3 0 戸未満	▲※	×	×
		住戸数 3 0 戸以上	●	×	×
	事業用途面積 1, 0 0 0㎡以上	住戸数 3 0 戸未満	▲※	●	●
		住戸数 3 0 戸以上	●	●	●

※住宅用途の面積が 3, 0 0 0 m²以上の場合、住宅用廃棄物等保管場所設置届が必要です。

（注意点）

- 1 住宅用途の場合は、保管場所として保管施設のほか廃棄物持出場所と粗大ごみ持出場所が別に必要です。
- 2 住戸数が 3 0 戸未満かつ住宅用途の面積が 3, 0 0 0 m²未満の場合でも、廃棄物持出場所は必要です。その際の協議先はごみ減量推進課ではなく、足立清掃事務所（所在地・連絡先は次ページ参照）となります。
- 3 事業用途において、事業系ごみを自ら処理又は許可業者に委託して処理する場合でも、再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届は必要です。
- 4 事業用途において、医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合には、感染性廃棄物保管場所が別に必要です。

足立清掃事務所 連絡先・所在地

〒121-0801 足立区東伊興3-23-9

TEL 03-3853-2141 FAX 03-3857-5743

E-Mail adachiseisou@city.adachi.tokyo.jp

※受付時間：日曜日、年末年始を除く7時40分から16時25分まで

出発地点	交通手段		所要時間
竹の塚駅	【都営バス】 バス停：竹の塚駅東口 都バス乗り場	[北47] 足立清掃工場前行き	足立清掃工場前下車後 工場入口から敷地奥へ 徒歩8分
	【東武バス】 バス停：竹の塚駅東口 4番乗り場	[竹14]花畑桑袋団地行き	足立清掃工場下車後 徒歩8分 (案内図左下参照)

案内図



1 設置届の作成要領

(住宅用途)

【基本説明部分（共通事項）】

⇒P4～8、12～13

【反転コンテナボックスを使用しない場合】

⇒P9～11

【反転コンテナボックスを使用する場合】

⇒P14～15

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出書類は、以下の要領で作成してください。

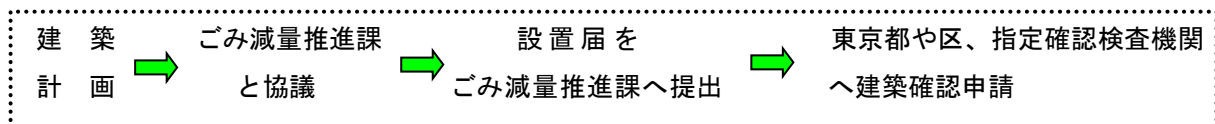
1 設置届の届出対象となる建築物（住宅用途の場合）

住宅用途のみの建築物は、**住戸数 30 戸以上**、または、**延床面積 3,000 m²以上**の建築物が対象となります。

ただし、複数建築物の場合は、建築物ごとではなく**計画全体の住戸数または延床面積をもって上記を判断**します。また、**増築した場合も同様です。**

2 設置届の提出期限

「設置届」は建築物計画段階で提出が必要です。東京都や区、指定確認検査機関へ**建築確認申請を行う前に提出**してください。



3 設置届の提出書類

- ◎ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（正・副各 1 部）
（P41、記入例 P17）
- ◎ 遵守事項確認書（正・副各 1 部）
（P42、記入例 P18）

【添付図面等】：**設置届の正・副に各 1 部添付**

- ① 床面積内訳書（住宅用）（P43、記入例 P19）
- ② 容器数算定の考え方（P44、記入例 P20）
- ③ 段置きの考え方（P45、記入例 P21）
- ④ 建築物設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積などが分かるもの）
- ⑤ 建築物案内図（地図の写しで可）・配置図
- ⑥ 各階別部屋面積一覧表
- ⑦ 建築物各階平面図（同一レイアウト階は代表階で可）
- ⑧ 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所配置図（各階平面図で確認できる場合は省略可）
- ⑨ 廃棄物保管施設平面図・断面図（縮尺 50 分の 1）
- ⑩ 廃棄物保管施設、廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所面積算定図（求積図）
- ⑪ 指定容器（60 リットルポリ容器）以外（例：カーゴプレスタ）を使用する場合は、容積や寸法がわかる資料（パンフレットなど）
- ⑫ その他、廃棄物保管場所の設置に関して区長が必要と認める図面など
例）敷地内通行経路がわかる図面、転回場所がわかる軌跡図、私道使用承諾書

4 廃棄物保管施設などの面積算定

(1) 『床面積内訳書』（P43、記入例 P19）の作成

部屋面積別人員数に基づき『床面積内訳書(住宅用)』を用いて総人員を決定します。

『床面積内訳書（住宅用）』			
部屋面積	戸数 (A)	人員数 (B)	計人員 (C = A × B)
～30 m ²		1.0 人	
～40 m ²		2.0 人	
～60 m ²		3.0 人	
60 m ² 超		4.0 人	
合計		総人員	人

(2) 廃棄物の保管方法の決定

『規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法』により、使用する保管設備を決定します。

「燃やすごみ」の保管設備を反転コンテナボックスにする場合は、基準（横幅・奥行き・高さ・ふたの取り外し）について、必ず事前協議してください。

『規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法』										
規 模	廃 棄 物 種 類	廃棄物保管場所等						処理方法		
		廃棄物保管場所			廃棄物保管設備			区	自己 処理	許 可 業 者
		廃棄物 保管施設	廃棄物 持出場所	粗大ごみ 持出場所	容 器	反転コンテ ナボックス	資源 専用容器			
100 戸 以 上	燃 や す ご み	○	○	○	▲注	○	×	○	不可	不可
	燃やさないごみ				○	×				
	プラスチック				○	▲注	×			
	資 源				×	×	○			
100 戸 未 満	燃 や す ご み	○	○	○	○	▲注	×	○	不可	不可
	燃やさないごみ					×				
	プラスチック				○	×	×			
	資 源				×	×	○			

▲注：要相談

プラスチックを反転コンテナで保管する場合、専用ネットを貸出いたします。反転コンテナに専用ネットを敷いてご利用ください。

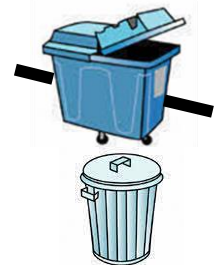
(3)『容器数算定の考え方』(P43、記入例 P19) の作成

『床面積内訳書』で算出した総人員から廃棄物を収容する容器数を算定します。

- ① 家庭ごみは「燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）」に区別し、②の割合で算定します。
- ② 割合は、燃やすごみ 62.6 : 燃やさないごみ 1.7 : プラスチック 8.2 : 資源 27.5（古紙 19.6、びん 2.6、缶 1.3、ペットボトル 4.0）です。また、体積を重量換算する場合は $1 \text{ m}^3 = 250 \text{ kg}$ です。

- ③ 収集間隔は、区が収集するため固定値となります。また、容器容量は、容積ではなく重量換算し、燃やすごみ・燃やさないごみの容器を 60 リットル=15kg とします。

	燃やすごみ		燃やさないごみ	プラスチック	
収集間隔	4 日		14 日	7 日	
重量換算	15kg	175kg*	15 kg	12 kg	140kg*



*反転コンテナボックスは

燃やすごみ容量 700 リットル (0.7 m^3) = 175 kg とします。

プラスチック 700 リットル (0.7 m^3) = 140kg とします。

	古紙	びん	缶	ペットボトル
収集間隔	7 日			
重量換算	5.7 kg	12.5 kg	3 kg	9.3 kg
保管形態	結束	コンテナ		ネット



『容器数の算定の考え方』						
用途	廃棄物等の基準	床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・プラスチック・資源の割合×収集間隔÷重量=A	最低必要個数 B (切上げ)	予備率※の加算 C	必要個数 D (切捨て)	
住宅	燃やすごみ	[] 人 × 0.67kg × 0.626 × 4 日 ÷ [] kg = ①	個	A の ① × 1.4 =	個	
	燃やさないごみ	[] 人 × 0.67kg × 0.017 × 14 日 ÷ [15.0] kg = ②	個	A の ② × 1.4 =	個	
	プラスチック	[] 人 × 0.67kg × 0.082 × 7 日 ÷ [] kg = ②	個	A の ② × 1.4 =	個	
	資源	古紙 [] 人 × 0.67kg × 0.196 × 7 日 ÷ [5.7] kg = ③	個	A の ③ × 1.4 =	個	
		びん [] 人 × 0.67kg × 0.026 × 7 日 ÷ [12.5] kg = ④	個	A の ④ × 1.4 =	個	
		缶 [] 人 × 0.67kg × 0.013 × 7 日 ÷ [3.0] kg = ⑤	個	A の ⑤ × 1.4 =	個	
		ペットボトル [] 人 × 0.67kg × 0.04 × 7 日 ÷ [9.3] kg = ⑥	個	A の ⑥ × 1.4 =	個	
	燃やすごみ	[] m^2 × () kg × 0.75 × () 日 ÷ [] kg = ⑦	個	A の ⑦ × 1.4 =	個	
	燃やさないごみ	[] m^2 × () kg × 0.25 × () 日 ÷ [] kg = ⑧	個	A の ⑧ × 1.4 =	個	
	燃やすごみ	[] m^2 × () kg × 0.75 × () 日 ÷ [] kg = ⑨	個	A の ⑨ × 1.4 =	個	
	燃やさないごみ	[] m^2 × () kg × 0.25 × () 日 ÷ [] kg = ⑩	個	A の ⑩ × 1.4 =	個	

※予備率とは…収集が予定どおりに行われない場合などを想定したものです。

(4) 『段置き考え方』(P44、記入例 P20) の作成

『容器数算定の考え方』で算出した必要個数を、『段置き考え方』に従い区分ごとに並べる列数を決定します。

- ① 安全のため、区分ごとに重ねられる段数を制限しています。また、棚の設置有無で段数が異なります。

	棚なし	棚あり
燃やすごみ 燃やさないごみ プラスチック	1 段	2 段 (下段に 1 段・上段に 1 段)
古紙	3 段	5 段 (下段に 3 段・上段に 2 段)
びん・缶	4 段	3 段 (下段に 2 段・上段に 1 段)
ペットボトル	1 段	2 段 (下段に 1 段・上段に 1 段)

- ② 列数を決めた後に、『容器などの必要面積』に基づいて容器を配置し、面積を算出します。

『容器などの必要面積』		
反転コンテナボックス (700 リットル)		1.10 m ² (0.701m × 1.574m)
ポリ容器 (60 リットル)	丸型	0.36 m ² (0.6 m × 0.6 m)
	角型	0.19 m ² (0.55 m × 0.35 m)
資 源	古紙	0.07 m ² (0.23 m × 0.31 m)
	びん・缶	0.2 m ² (0.37 m × 0.54 m)
	ペットボトル	0.42 m ² (0.6 m × 0.7 m)

※ポリ容器は丸型を推奨します。角型ポリ容器は、使用状況によっては、破損しやすいことを考慮してください。

◆廃棄物保管施設と容器等の配置例

- { 反転コンテナボックスを使用しない場合 図 1、2 (P 9 ~ 13) 参照
 { 反転コンテナボックスを使用する場合 図 3、4 (P 14 ~ 15) 参照

◆作業上必要な面積 (通路) の確保

使用する容器を安全に持ち出すことができる 作業スペース (搬出路) が必要になります。

◆洗浄設備の確保

水栓は必須ですが、ホースなどを使う場合は保管施設の外でも可とします。なお、たたきは任意です。

New ! 古紙は 45 個につき、カーゴプレスタ 1 台に変更することができる。
 ペットボトルは 3 袋につき、カーゴプレスタ 1 台に変更することができる。

カーゴプレスタの大きさの目安

外寸 W850~1,100 D650~800 H1,680~1,710
 内寸 W790~1,050 D590~750 H1,460~1,490 (単位 mm)

(5) 廃棄物持出場所の面積

- ① 容器で持ち出す場合は、算定された 燃やすごみの容器が並べられる面積 を確保してください。
 ② 袋で持ち出す場合は、【戸数 × 0.1 m²】の面積以上 を確保してください。
 ③ 反転コンテナボックスを使用する場合は、算定個数が並べられる面積 を確保してください。

(6) 粗大ごみ持出場所の面積

1 か所につき 3 m²以上の面積 を確保してください。

5 廃棄物保管施設の構造などの決定

廃棄物保管施設の配置や構造は、利用者の利便性、作業の安全、公衆衛生の保持などを考慮して決定しています。

●廃棄物保管施設の設置及び構造基準

詳細は『足立区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱』で定められていますが、主な概略は次のとおりです。

<廃棄物保管施設について>

- ① 用途と兼用しないこと。
- ② 出入り口（扉）は、幅（有効）90cm 以上（反転コンテナボックス使用は、（有効）180cm 以上）、高さ（有効）200cm 以上とし、密閉できる構造とすること。
出入口が外部に面していない場合は、搬出経路も同様の基準を満たす必要があります。
- ③ 清潔保持のため、水栓などの洗浄設備、排水口などの排水設備を設置すること。
- ④ 換気扇などの換気設備、照明設備を設置すること。（吸気口はP12を参照）
- ⑤ 廃棄物の飛散、雨水の流入などを防止するため、屋根・囲い（壁）を設置して、密閉構造とすること。（グレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- ⑥ 事業用途と共有する場合は、家庭系と事業系の保管区分を明確にすること。

<廃棄物保管施設・廃棄物持出場所・粗大ごみ持出場所について（共通事項）>

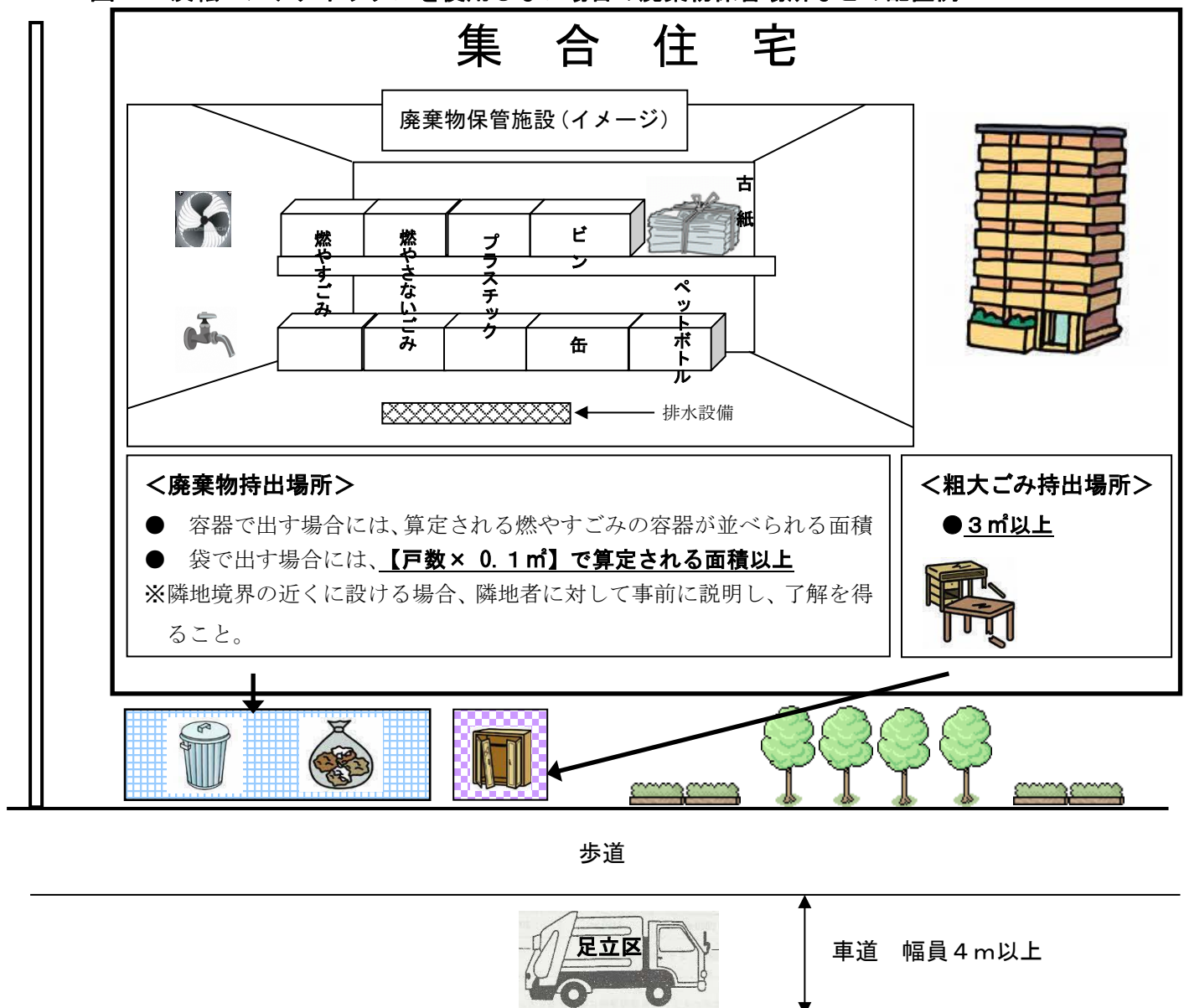
- ① 建築物 1 棟につき 1 か所設置すること。ただし、同一敷地内複数建築物から排出される廃棄物を取りまとめる場合は、必ず事前協議をすること。
- ② 引火性、爆発性物保管場所などに近接していない場所に設置すること。
- ③ 廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所、清掃車両停止位置は水平とすること。
- ④ 有効面積（内のり）を確保すること。
- ⑤ 清掃車両が敷地内進入する場合は、作業安全性等を十分配慮すること。また、敷地出入口は、交通規則などを遵守すること。
- ⑥ 廃棄物保管施設から廃棄物持出場所までの搬出経路は幅（有効）90cm 以上、高さ（有効）200cm 以上を確保すること。※反転コンテナボックスを使用する場合は幅（有効）180cm 以上、高さ（有効）200cm 以上とし、経路上に段差、傾斜がないこと。
- ⑦ ターンテーブルは、清掃車両重量で破損することがあるため使用しないこと。
- ⑧ その他十分な安全対策を講じるほか、区の指示に従うこと。

<敷地内の車両通路について>

- ① 清掃車両が前進のまま作業ができる通路を確保すること。なお、通り抜けできない場合は、幅員規定を満たす転回場所を確保すること。
- ② 清掃車両の敷地内通路は、幅 4m 以上、高さ 3m 以上の通路を確保すること。
- ③ 反転コンテナボックスの場合は「新大型特殊車」が通行可能な幅 6m 以上、高さ 3.2m 以上の通路を確保すること。更に、車両全長（約 8m）に反転コンテナ脱着場所（2m 以上）を加えたスペースを確保すること。
- ④ 清掃車両の寸法と重量、周辺道路の幅員、転回場所などを十分考慮すること。
- ⑤ 必要に応じて誘導ラインを引き、タイヤストッパーなどの車両停止設備を設置すること。
- ⑥ その他十分な安全対策を講じるほか、区の指示に従うこと。

清掃車両概要（傾倒装置、ミラー分を含む）				
区 分	新 大 型 特 殊 車	小 型 プレス車	小 型 ダンプ車	資源収集用 普通貨物車
用 途	燃やすごみ (反転コンテナ用)	燃やすごみ 燃やさないごみ プラスチック	粗大ごみ	資源
全 長	7,650 mm 最小回転半径 7.1m	5,650 mm 最小回転半径 5.7m	4,750 mm	4,750 mm
全 幅	2,930 mm	2,480 mm	2,330 mm	1,730 mm
全 高	2,860 mm	2,460 mm	2,910 mm (あおり部開放時)	2,060 mm
総 重 量	10,990kg	6,535kg	5,470kg	
荷箱容積	8m ³	4m ³	4.2m ³	3.3m ³

図 1 反転コンテナボックスを使用しない場合の廃棄物保管場所などの配置例



- * 敷地内の公道に面した部分に、廃棄物持出場所及び粗大ごみ持出場所をそれぞれ**有効面積で確保してください。(私道内や私道に面した場所に設ける場合は、地権者全員分の私道利用を承諾する念書が必要です。)**
- * 廃棄物持出場所及び粗大ごみ持出場所は、収集の妨げとなるガードレールや植栽などがなく、清掃車両に直接積み込める場所にしてください。なお、道路交通法で駐停車禁止の場所（交差点（または横断歩道）とその側端から 5 m 以内の場所など）では収集できません。
- * 廃棄物保管施設内のごみなどは、決められた曜日・時間に廃棄物持出場所へ出してください。
- * 敷地内通路は、清掃車両の重量に耐えられる仕様にしてください。
- * 廃棄物持出場所及び粗大ごみ持出場所、清掃車両の停車位置は水平にしてください。

反転コンテナボックスを使用しない場合の主な清掃車両重量		
車 種 別	総 重 量	用 途
小型プレス車	6, 5 3 5 k g	燃やすごみ・燃やさないごみ プラスチック

図2 反転コンテナボックスを使用しない場合の容器などの配置例

容器等の必要面積は以下のとおりです。

- ポリ容器（60リットル）

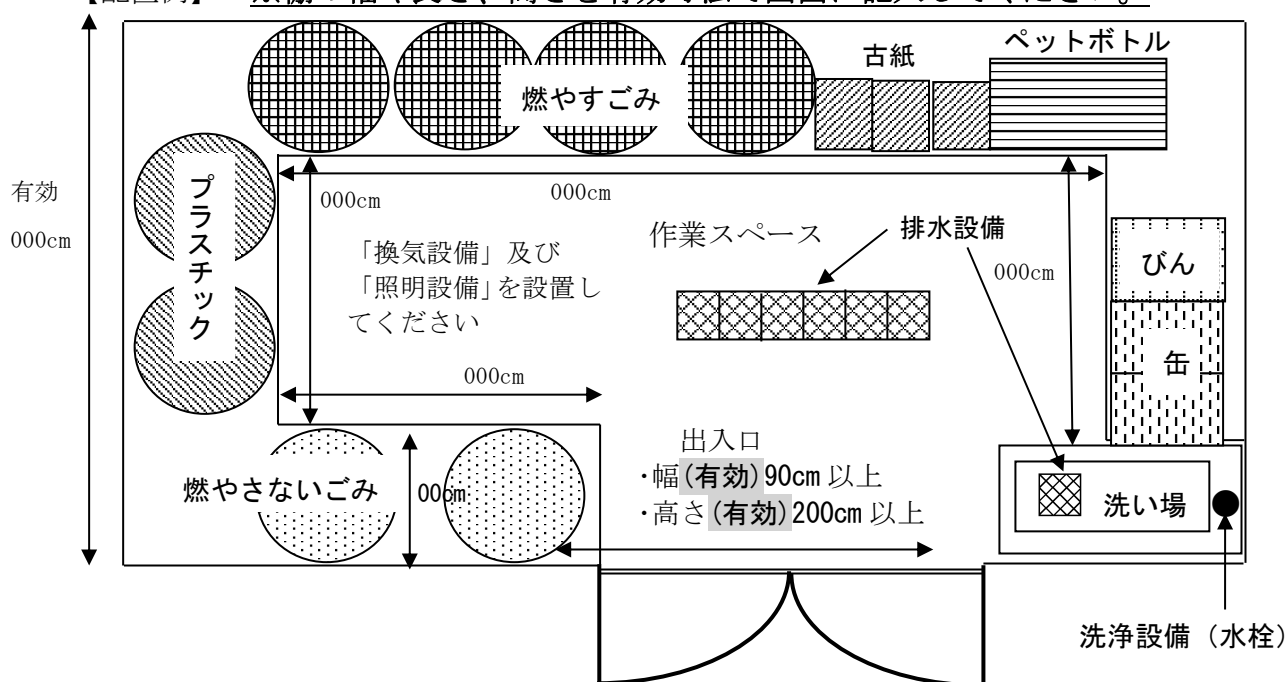
丸型	0.36 m ² (0.6m × 0.6m)
角型	0.19 m ² (0.55m × 0.35m)

※ポリ容器は丸型を推奨します。角型ポリ容器は、使用状況によっては、破損しやすいことを考慮してください。

- 資源

古紙	0.07 m ² (0.23m × 0.31m)
びん・缶	0.2 m ² (0.37m × 0.54m)
ペットボトル	0.42 m ² (0.6m × 0.7m)

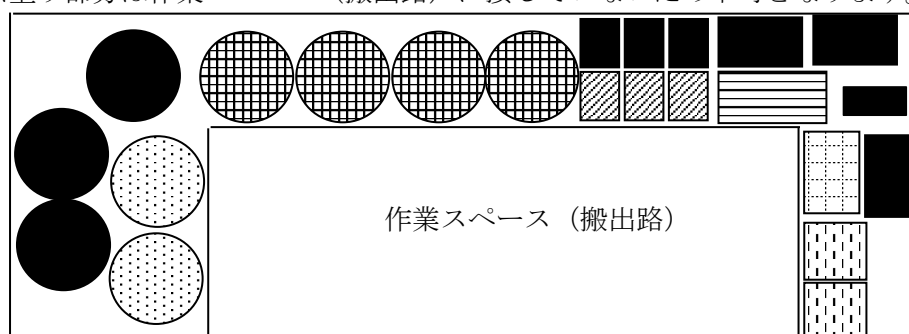
【配置例】 ※棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。



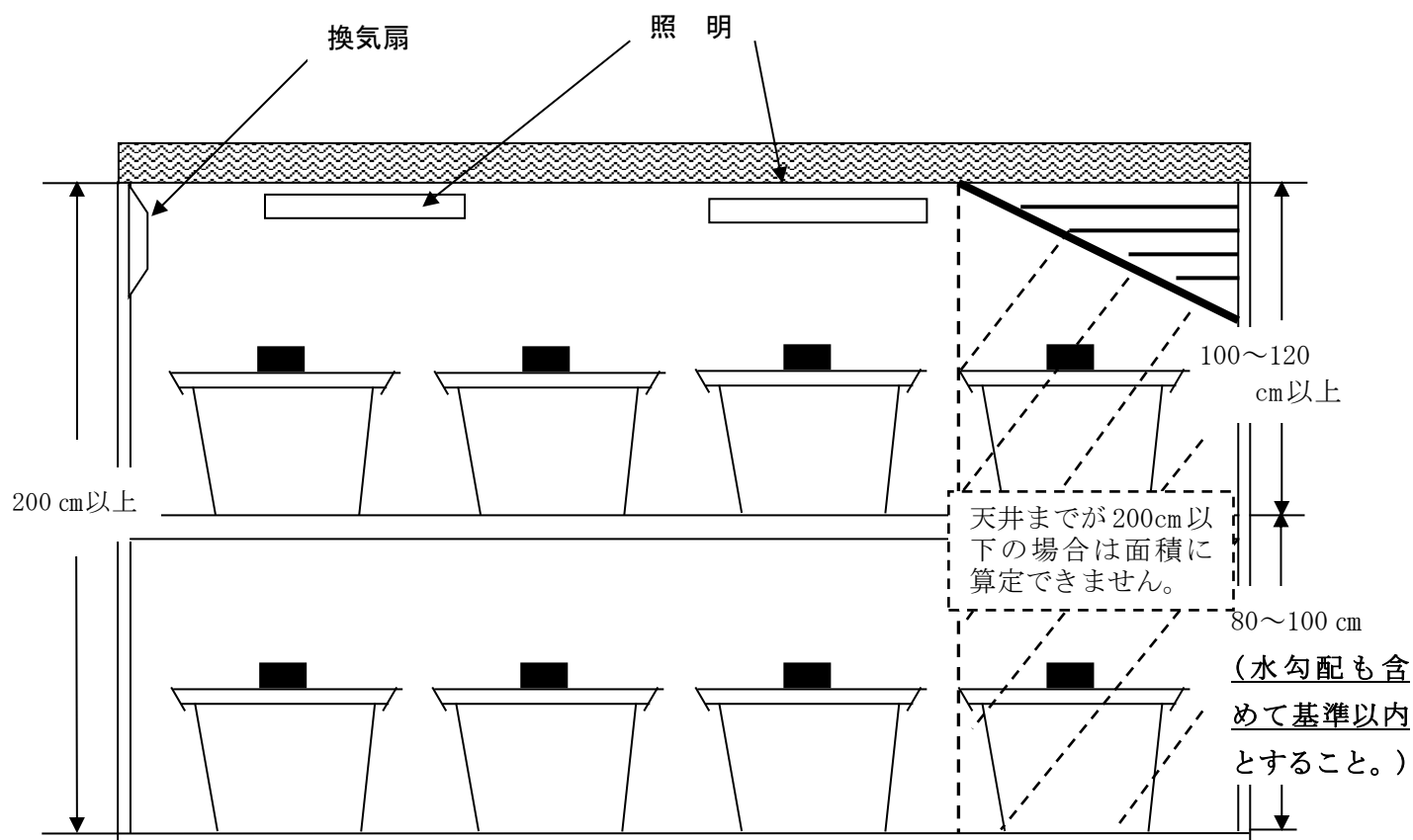
- * 棚を設ける場合は、各容器の必要面積で個数確保してください。
- * 棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。
- * 洗い場には、水栓、排水設備を取り付けてください。なお、水栓は、ホースなどを使って保管場所内を洗浄できれば外に設置可能です。その場合は保管場所外に設置する旨の記載をしてください。
- * どの容器も作業スペース（搬出路）に接するように配置してください。
- * 開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。

【悪い配置例】

黒塗り部分は作業スペース（搬出路）に接していないため不可となります。

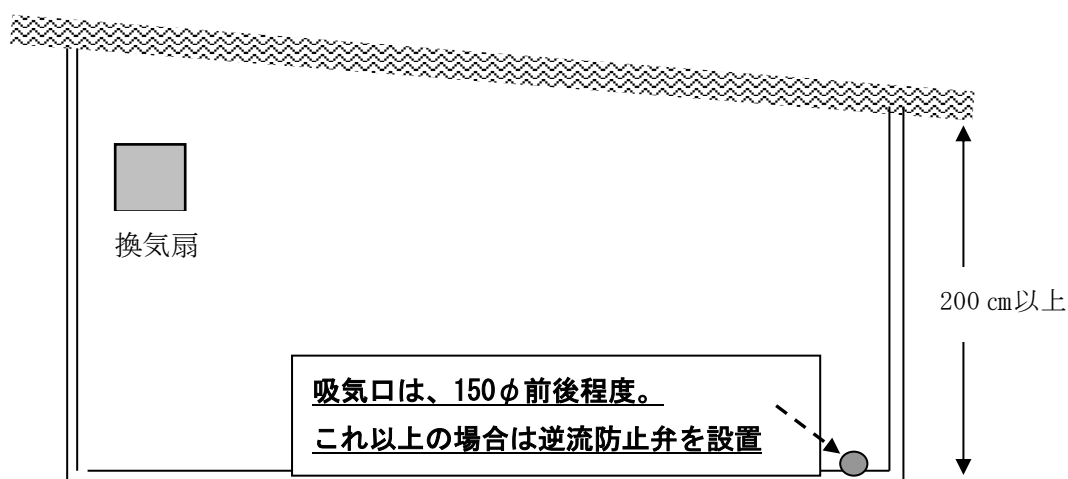


【断面図（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック）】



- * 天井の高さは、**200cm 以上**確保してください。200cm 以下の部分は面積に算定できません。
- * 2段構造の場合は、**棚の高さは水勾配も含めて 80cm 以上 100cm 以下**としてください。なお、長さは棚の上部分からを計測します。

【側面図（屋外設置例）】



- * 屋根・囲い（壁）は必ず設置してください。（廃棄物が飛散、悪臭が発散、雨水が流入するようなグレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- * 換気設備、照明設備を設置してください。
- * ガラリを使う場合は、防虫網を付けてください。

【断面図（資源）】

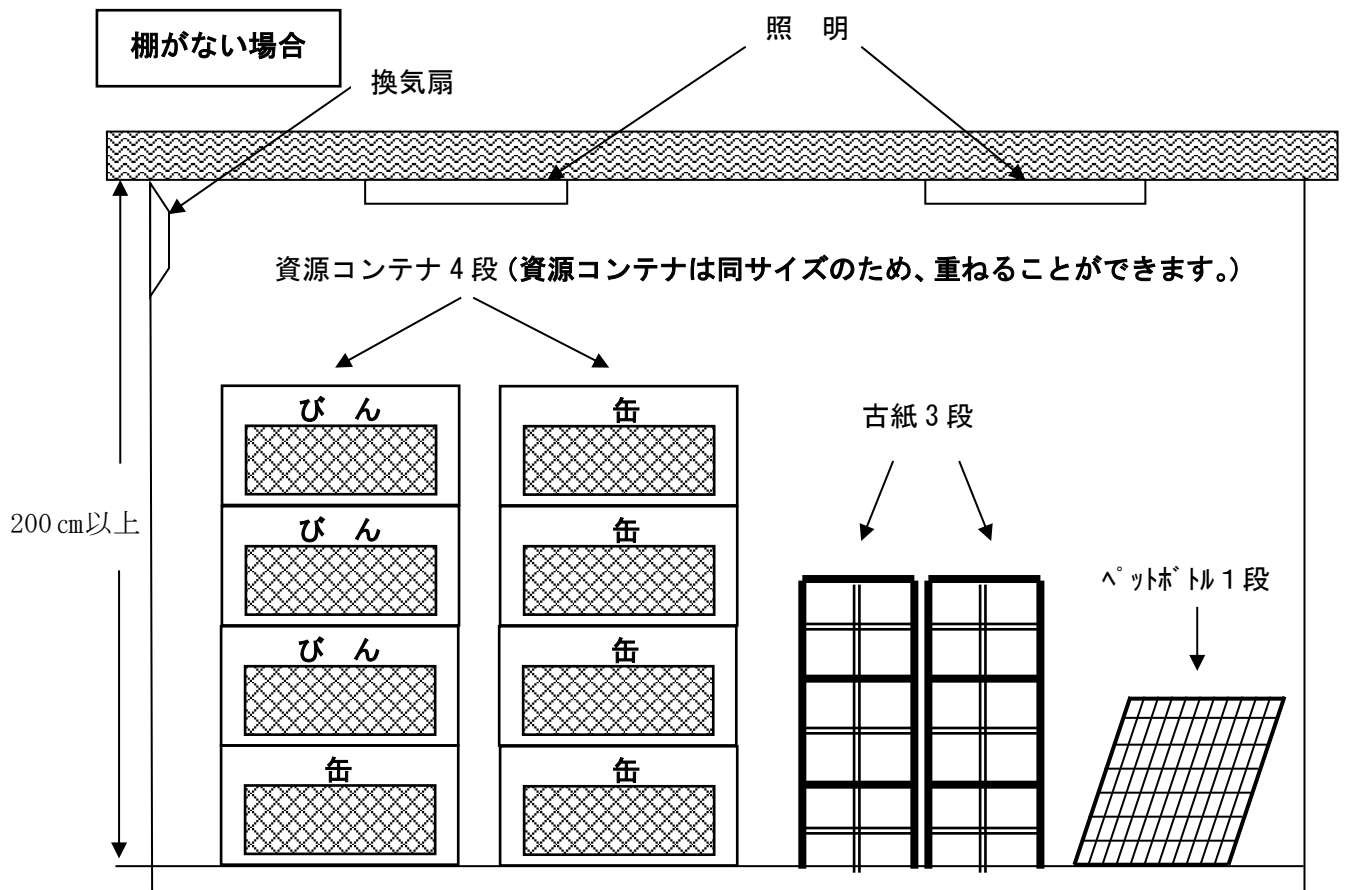
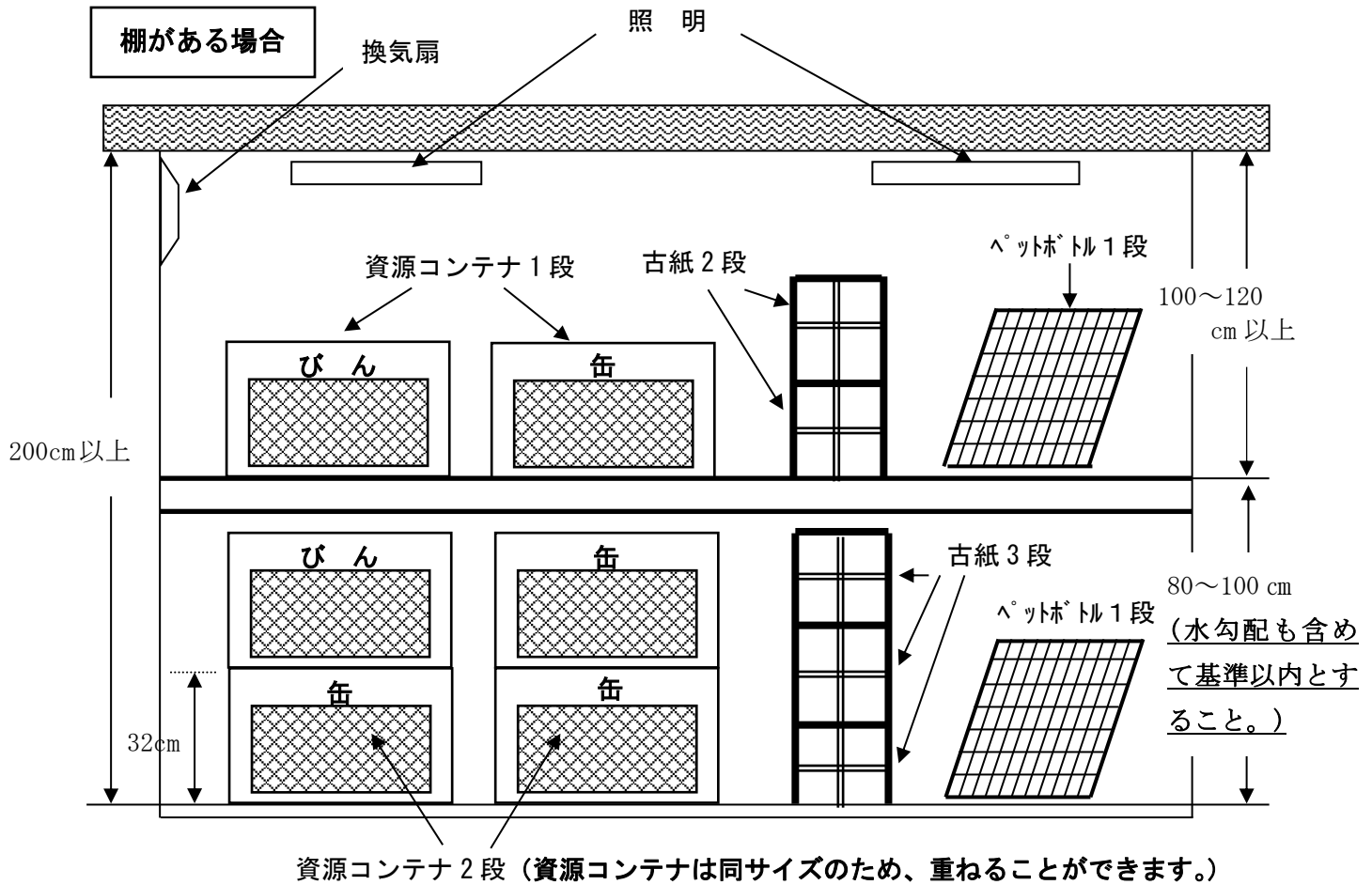
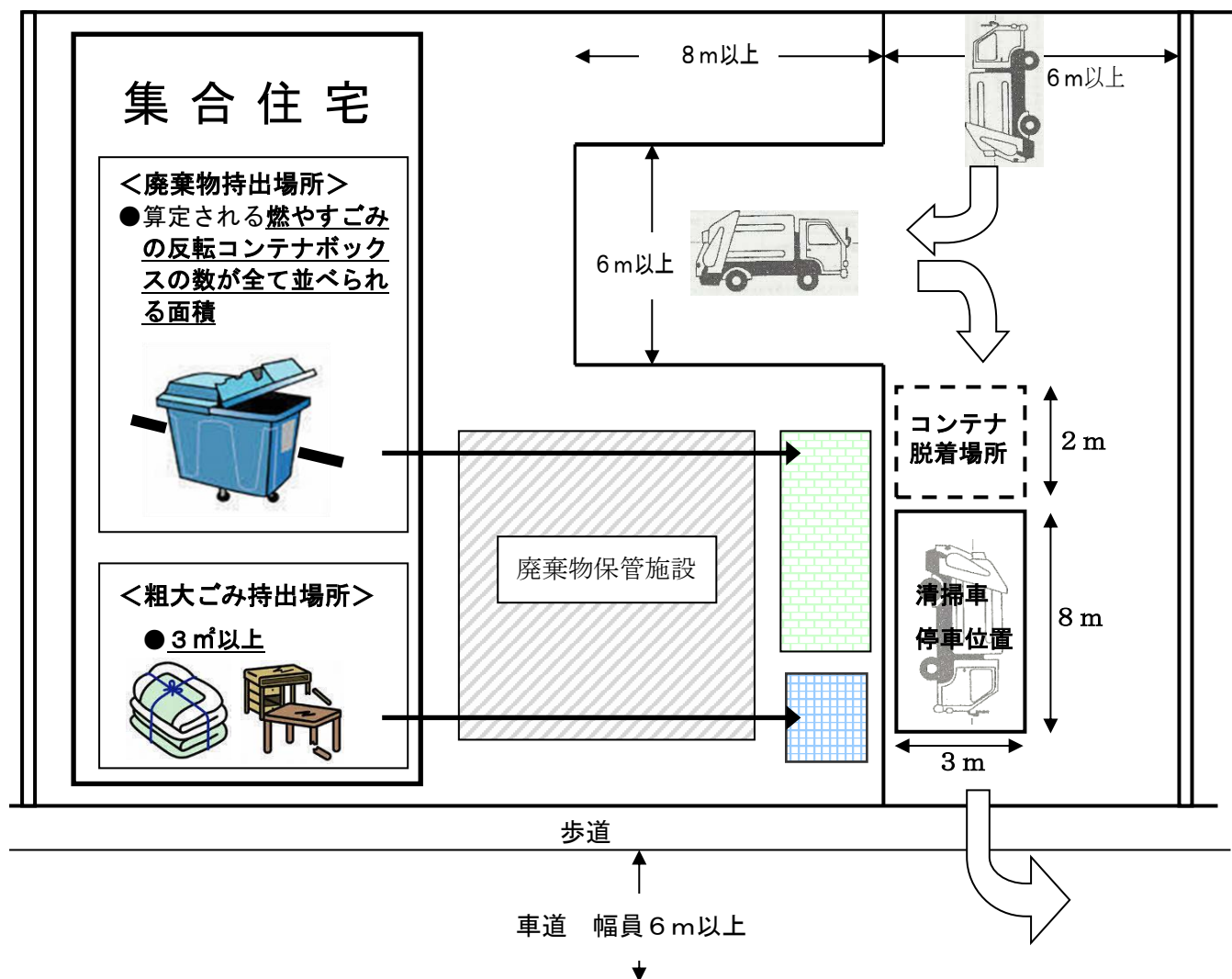


図3 反転コンテナボックスを使用する場合の廃棄物保管場所などの配置例



- * 作業の安全上公道での収集ができないため、敷地内通路（幅員 6m 以上、高さ 3.2m 以上）面に、廃棄物持出場所、粗大ゴミ持出場所を確保してください。
- * 新大型特殊車が前進のまま作業ができるように敷地内通路を確保してください。なお、通り抜けできない場合は、幅員規定を満たす転回場所を確保してください。
- * 廃棄物持出場所及び粗大ゴミ持出場所は、ガードレールや植栽などの収集の妨げとなるものがなく、清掃車両に直接積み込める場所にしてください。
- * 廃棄物保管施設内のごみなどは、決められた曜日・時間に持出場所へ出してください。
- * 敷地内通路は、清掃車両重量に耐えられる仕様としてください。
- * 廃棄物持出場所及び粗大ゴミ持出場所、清掃車両の停車位置は水平としてください。

反転コンテナボックスを使用する場合の主な清掃車両の重量		
車 種 別	総 重 量	用 途
小型プレス車	6, 5 3 5 k g	燃やさないごみ・プラスチック
新大型特殊車	1 0, 9 9 0 k g	燃やすごみ（傾倒装置付・反転コンテナ用）

図4 反転コンテナボックスを使用する場合の容器などの配置例

容器等の必要面積は以下のとおりです。

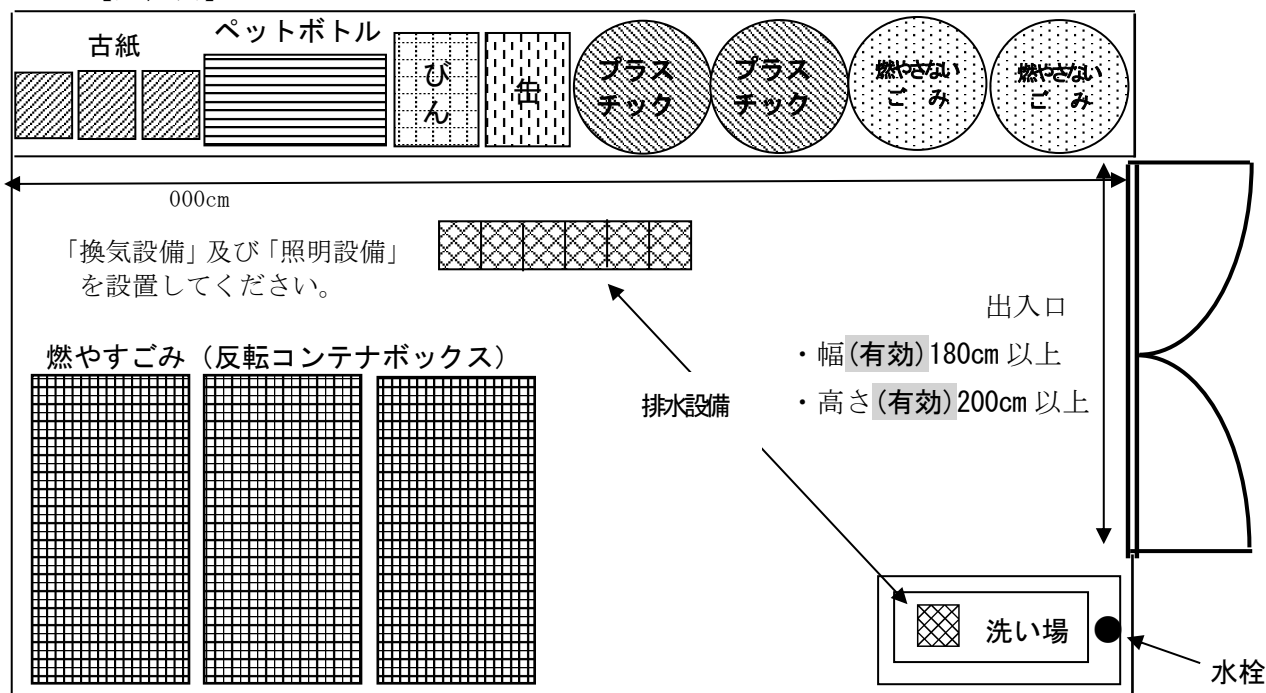
●反転コンテナボックス（700リットル）・・・1.10 m²（0.701m×1.574m）

新大型特殊車両反転コンテナの基準

容 量	700リットル
本 体	横 幅 1,310～1,430ミリメートル
	奥行き 580～670ミリメートル
	高 さ 880～1,050ミリメートル
傾倒軸	長 さ 1,574±10ミリメートル
	高 さ 685±10ミリメートル
材質等	1 材質はFRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いもの。 2 取り外し可能なふたがあり、底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口が取り付けられていること。 3 収集運転車両の傾倒装置との着脱が安全かつ容易に行えるものであること。

※ポリ容器、資源コンテナの大きさは、P11を参照

【配置例】



- * 「燃やさないごみ」は、反転コンテナボックスで収集しません。
- * 反転コンテナボックスを配置した状態で廃棄物を投入でき、それぞれの反転コンテナボックスを持ち出すことができる作業スペース（搬出路）が必要になります。
- * 反転コンテナボックスの搬出路に仕切り、柱などを設置する場合は、囲い（壁）又は設置物との幅を（有効）180cm以上とし段差や傾斜のないようにしてください。
- * 棚がある場合には、各容器の底面積が配置できる幅を確保してください。
- * 洗浄設備の水栓は、ホースなどを使って保管場所内が洗浄できれば、外に設置可能です。その場合は保管場所外に設置する旨の記載をしてください。
- * 全ての容器が作業スペースに接するように配置してください。
- * 開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。

2 提出書類記入例

(住宅用途)

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届
兼 廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

令和〇年 4 月 1 日

(提出先)
足 立 区 長

建築主

(建設者) 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-1
氏名 環計画株式会社 代表取締役 ●● ●●
電話番号 (9999) 1111

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第6項・第50条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設 計 者	住所 東京都足立区東千住9丁目10-20 電話番号 8888-2222 氏名 足立東設計事務所 代表取締役 ■■ ■■
工 事 施 工 者	住所 東京都足立区西千住8丁目20-30 電話番号 7777-3333 氏名 足立西建設株式会社 代表取締役 ▲▲ ▲▲
建築物の所在地	足立区東千住2丁目2番(以下未定) ※住居表示で記入
建築物の名称	(仮称) ベルmontマンション
建築物の用途	共同住宅 有効面積(内のり)
敷 地 面 積	940.15 m ²
延 床 面 積	3,150.25 m ² (内訳)住宅用 3,150.25 m ² (40 戸) 事業用 m ²
構 造	鉄筋コンクリート 造、地上 11 階 地下 階
予 定 年 月 日	工事着手 令和〇年 7 月 1 日 工事完成 令和▲年 3 月 1 日 使用開始 令和▲年 4 月 1 日

2. 再利用対象物保管場所(条例第19条第6項関係)

保 管 施 設	地上・地下 階、 箇所、 m ²
---------	-----------------------------

3. 廃棄物保管場所等(条例第50条第1項関係)

建築物用途が住宅のみの場合は記入不要

保 管 施 設	地上・地下 1 階、 1 箇所、 22.45 m ²
保 管 設 備	種別 丸型ポリ容器、容量 60 個・m ³ 、設置数 22 個・台
廃棄物持出場所	地上・地下 1 階、 1 箇所、 4.0 m ²
粗大ごみ持出場所	地上・地下 1 階、 1 箇所、 3 m ²
清掃車通行道路 車 道 幅 員	公・私道、 6 m 洗浄排水 設 備 洗浄 1 箇所、排水 1 箇所

- 容器で持ち出す場合は、算定される燃やすごみの容器が全て並べられる面積
- 袋で持ち出す場合は、【「戸数」× 0.1 m²】の面積以上
- 反転コンテナボックス使用時は、算定した反転コンテナボックスが全て並べられる面積

遵 守 事 項 確 認 書

【住宅用途記載例】
建築物の使用実態に
合わせて作成してく
ださい。

私は、次の建物に設置する廃棄物保管場所等の使用に関し、下記事項を遵守します。

建築物名称：(仮称) ベルモントマンション

建築物住所：足立区東千住2丁目2番（以下未定）

記

- 1 資源、ごみは区の定める方法で分別し、適正な排出を行います。
- 2 廃棄物保管場所内の各ごみは、決められた曜日、時間に持出場所へ出します。
- 3 容器、廃棄物持出場所などの管理については、区の収集業務に支障のないようにします。
- 4 容器数、廃棄物保管場所などの面積に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに増加、増設します。
- 5 収集日には、住民（管理受託者を含む）が容器の持出し、収集後の容器の収納を担当します。
また、廃棄物保管場所、持出場所、容器などは清潔に管理し、排出作業の際は十分に注意します。
- 6 廃棄物保管場所、廃棄物持出場所、粗大ごみ持出場所並びにその他ごみの処理に関し、当該住民や近隣住民等から苦情または紛争等の問題が生じた場合は、建設者の責任によって解決するよう努めます。
- 7 所有権が移る場合、管理者が変更になる場合、管理組合が設立された場合も、遵守事項を次の所有者または管理組合に引き継ぎます。
- 8 資源の回収、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの収集の際に敷地内を清掃車両が通行するため、住民用駐車場の出入りができない場合があること、敷地内通路・転回スペースには、車両の駐停車や通行の妨げになるものがないよう住民に十分周知し、徹底します。
- 9 敷地内通路について、清掃車の通行を含む通常の使用に伴う破損・毀損等が生じた場合はすみやかに事業者もしくは所有者または管理組合の責任で補修をします。

敷地内収集を行う場合

(提出先)

令和〇年3月31日

足立区長あて

建設者 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-1

氏名 環計画株式会社 代表取締役 ●●●●

本確認書は2部作成し廃棄物保管場所設置届を提出する際に正・副本に添付する

床面積内訳書（住宅用）

部屋面積	戸数 A	人員数 B	計人員 $C = A \times B$
～30 m ²	8	1.0 人	8
～40 m ²	2	2.0 人	4
～60 m ²	20	3.0 人	60
60 m ² 超	10	4.0 人	40
合 計	40 戸	総 人 員	112 人

* 総人員の合計が、『容器数算定の考え方』の人員になります。

* 添付書類として各階別の部屋面積一覧表をつけてください。（同一レイアウト階は代表階で可）

保管施設必要面積とは・

60 リットルポリ容器は 15kg
反転コンテナボックスは 175kg

「容器数算定の考え方」により必要個数より容器必要列数分の必要面積が並ぶスペースと、すべての容器が面した作業スペース(搬出路はコンテナ洗い場等をあわせた面積が保管施設の全体面積となります。実際、図面にレイアウトする

小数第2位を四捨五入

予備率 40%
※Bではなく、
Aに対して
1.4を乗す
ることに注意

Aの小数点以下を
切上げてBを算出

Cの小数点
以下を切捨て
Dを算出

『容器数算定の考え方』

用 途		廃棄物等の区分	床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・プラスチック・資源の 割合×収集間隔÷重量=A	最低必要個数 B (切上げ)	予備率の加算 C	必要個数 D (切捨て)
住 宅	燃やすごみ		[112] 人× 0.67 kg×0.626× 4 日÷[15]kg= 12.5 ①	13 個	Aの①×1.4=17.5	17 個
	燃やさないごみ		[112] 人× 0.67 kg×0.017× 14 日÷[15]kg= 1.2 ②	2 個	Aの②× 1.4=1.7	1 個
	プラスチック		[112] 人× 0.67 kg×0.082× 7 日÷ 12 kg= 3.6 ③	4 個	Aの③×1.4=5	5 個
	資 源	古 紙	[112] 人× 0.67 kg×0.196× 7 日÷ 5.7 kg= 18.1 ④	19 個	Aの④×1.4=25.3	25 個
		び ん	[112] 人× 0.67 kg×0.026× 7 日÷ 12.5 kg= 1.1 ⑤	2 個	Aの⑤×1.4=1.5	1 個
		缶	[112] 人× 0.67 kg×0.013× 7 日÷ 3 kg= 2.3 ⑥	3 個	Aの⑥×1.4=3.2	3 個
		ペットボトル	[112] 人× 0.67 kg×0.04× 7 日÷ 9.3 kg= 2.3 ⑦	3 個	Aの⑦×1.4=3.2	3 個
	燃やすごみ		] m ² × [] kg× 0.75 × [] 日÷[]kg= ⑧	個	DがBより少ない場合は、最低 必要個数Bを必要個数としま す。	個
	燃やさないごみ		] m ² × [] kg× 0.25 ⑨	個		個
	燃やすごみ		[] × ⑩	個	Aの⑪×1.4=	個
	燃やさないごみ		[] m× [] kg× ⑪	個		個

基準要素の総計は、
総人員を記入

容器の個数は、家庭廃棄物の区
分を燃やすごみ・燃やさないご
み・プラスチック・資源として算定

- 《算定上の注意》
- 1 用途別に行い必要個数を決定する。
 - 2 基準要素の総計は、住宅は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
 - 3 収集間隔は実態で記入する（区収集の場合は燃やすごみ4日、燃やさないごみ14日、プラスチック7日、資源7日、委託の場合は、契約予定内容による）。
 - 4 60リットル型ポリ容器及び60リットル角型ポリ容器1個当りの重量は15kgとする（反転コンテナボックス使用の場合は燃やすごみ175kg、プラスチック140kgとする）。
 - 5 プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルの重量は、プラスチック12kg、古紙5.7kg、びん12.5kg、缶3kg、ペットボトル9.3kgとする。
 - 6 容器の個数は、家庭廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源、事業系廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみとして算出する。
 - 7 Aは、小数第2位を四捨五入する。Aの小数点以下を切り上げて最低必要個数Bを算出する。
 - 8 予備率は、40%を確保する。
 - 9 必要個数DはCの小数点以下を切り捨てる。
 - 10 必要個数Dが最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

『段置きの考え方』

安全のため、区分によって重ねられる個数制限をしています。保管施設に棚を設置する場合としない場合とで、重ねられる段数が変わります。

○棚がない場合

燃やすごみ・燃やさないごみは・プラスチックは容器で1段、びん、缶はコンテナで4段、古紙はひもで束ねて3段、ペットボトルは1段まで置くことが可能です。

区 分	必要個数 D	重ねられ る段数	列数E (Dが段数の公倍数以下となるよう増加調整)
燃やすごみ・燃やさないごみ プラスチック	24	1	24
古紙	25	3	9
古紙（カーゴプレスタ）	90	4 5	2
びん	2	4	1
缶	3	4	1
ペットボトル	3	1	3
ペットボトル（カーゴプレスタ）	6	3	2

$$D \leq \text{重ねられる段数} \times E$$

それぞれの容器必要面積で、列数E
を作業面に接したレイアウトにして、
保管施設全体の面積を算定します。

○棚が有る場合 ※棚の幅や長さ、高さを図面に記入してください。

燃やすごみ・燃やさないごみは・プラスチックは容器で2段（下段に1段・上段に1段）、びん、缶は、コンテナで3段（下段に2段・上段に1段）、古紙はひもで束ねて5段（下段に3段・上段に2段）、ペットボトルは2段（下段に1段・上段に1段）まで置くことが可能です。

区 分	必要個数 D	重ねられ る段数	列数E (Dが段数の公倍数以下となるよう増加調整)
燃やすごみ・燃やさないごみ プラスチック	24	※ 2	12
古紙	25	5	5
びん	2	3	1
缶	3	3	1
ペットボトル	3	2	2

※反転コンテナボックスは重
ねることができません。

3 設置届の作成要領

(事業用途)

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出書類は、次の要領により作成してください。

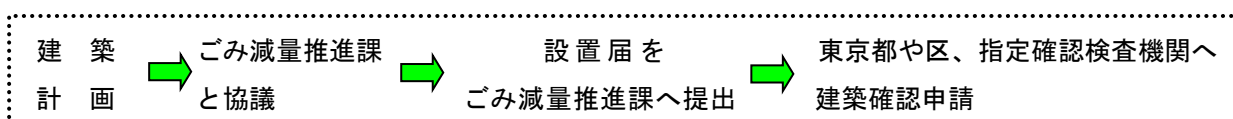
1 設置届の届出対象となる建築物（事業用途の場合）

事業用途のみの建築物は、**廃棄物の処理方法にかかわらず事業用途の延床面積が 1,000 m² 以上**の建築物全てが対象となります。なお、仮設建築物の場合でも対象です。

ただし、複数建築物の場合は、**建築物ごとではなく計画全体の延床面積をもって上記を判断**します。また、**増築の場合も同様です。**

2 設置届の提出期限

設置届は、建築物計画段階で提出が必要です。東京都や区、指定確認検査機関に**建築確認の申請を行う前**に提出してください。



3 設置届の提出書類

- ◎ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（正・副各 1 部）
（P41、記入例 P34）
- ◎ 遵守事項確認書（正・副各 1 部）
（P42、記入例 P35）

・大規模小売店舗立地法の適用を受ける施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）により算出してください（次頁）。

【添付図面等】：設置届の正・副に各 1 部添付

- ① 建築物床面積内訳書（建築物用途が一つの場合 P46、複数の場合 P47～48、記入例 P36～P38）
- ② 容器数算定の考え方（P44、記入例 P39）
- ③ 建築物設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）
- ④ 建築物案内図（地図の写しで可）・配置図
- ⑤ 建築物各階平面図（同一レイアウト場合は代表階で可。認定除外部分については、色付けするなど解りやすくすること。）
- ⑥ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略可）
- ⑦ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の平面図・断面図（縮尺 50 分の 1）
- ⑧ 再利用対象物保管施設、廃棄物保管施設の仕様及び面積算定図（求積図）
- ⑨ その他、廃棄物保管場所の設置に関して区長が必要と認める図面など
- ⑩ 指定容器（60 リットルポリ容器）以外の保管設備（カーゴプレスタ、ポイスターなど）を使用する場合は、容積や寸法がわかる資料（パンフレットなど）
- ⑪ 事業用建築物の有効面積（延床ではないことに注意）が 10,000 m² 以上の建築物の場合、再利用対象物保管施設面積計算表（P49）
- ⑫ 医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合は、感染性廃棄物保管場所面積の算出根拠となる資料

大規模小売店舗立地法（以下「立地法」という。）の適用を受ける施設は、立地法により算出した廃棄物排出量が優先されます（燃やすごみ・燃やさないごみ・再利用対象物すべて含む）。前頁の提出書類①、②の代わりに以下の書類を提出するほか、区の指示に従ってください。

- I 立地法に基づく廃棄物排出量算定表
- II 保管容器資料（大きさ・容量などがわかるもの）
- III 保管容器個数の算定資料（廃棄物種別ごとに排出予測量がすべて入る容器数を算出したもの）

4 廃棄物保管施設などの面積算定

(1) 『床面積内訳書』（P46～48、記入例 P36～38）の作成

建築物用途が一つの場合は、『床面積内訳書（事業用）』により、また、建築物用途が複数の場合は、『床面積内訳書（事業用・雑居ビル）』『算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）』により、有効面積を計算してください。

通路、階段、エレベーター、踊り場、機械室、機械式駐車場、廃棄物保管場所は算出除外面積とします。なお、その他の部分を算出除外面積にしようとしている場合は、事前協議が必要となります。

『床面積内訳書（事業用）』					㎡（単位）				
階	延床面積	有効面積 用途（ ）	算出除外面積	算出除外面積内訳					
				通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所	
地下									
1									
2									
3									
4									
合計									

『床面積内訳書（事業用・雑居ビル）』								㎡（単位）	
階	用途 延床面積							算出除外面積	
		床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積		
地下									
1									
2									
3									
4									
合計									

『算出除外面積内訳書（事業用・雑居ビル）』						m ² （単位）
階	用 途 面 積	通 路	階 段	エレベーター	機械室	保管場所
地下						
1						
2						
3						
4						
合計						

(2) 廃棄物保管方法の決定

『廃棄物保管設備の設置基準及び処理方法』から使用する保管設備を決定します。ポリ容器・反転コンテナボックス以外を選択する場合は、廃棄物の排出量及び保管日数などに応じて、十分に収納できるかの審査をしますので、必ず事前協議してください。

反転コンテナボックスを使用する場合は、委託する許可業者の車両に装着できるものであるかを、必ず委託許可業者に確認してください。

『廃棄物保管設備設置基準及び処理方法』							
廃 棄 物	廃棄物保管設備の種類					処理方法	
	容 器	反転コンテナ ボックス	自動貯留 排 出 機	車両搭載 式コンテナ等	そ の 他	自己 処理	許 可 業 者
燃 や す ご み	○	○	○	○	○	○	○
燃 や さ な い ご み							

(3) 『容器数算定の考え方』（P44、記入例 P39）の作成

『床面積内訳書』で算出した床面積から容器数を決定します。

- ① 『施設用途別廃棄物排出基準』（P26）により算出します。別に、区の収集を利用しない場合で、過去データを用いて算出する方法については、事前協議してください。
- ② 施設用途欄に記載された用途外建築物は、類似用途を用いて算出するので事前協議してください。
- ③ 事業系ごみは、「燃やすごみ（主に事業系一般廃棄物）・燃やさないごみ（主に産業廃棄物）」に区別し、その割合で算定してください。なお、医療関係機関などで感染性廃棄物を取り扱う場合は、感染性廃棄物保管場所の設置も必要ですので排出見込量に応じた保管面積を確保してください。
- ④ 事業系ごみの区分割合は、排出見込量に応じた割合としてください。類似施設の実績がない場合は、燃やすごみ（主に事業系一般廃棄物）0.75：燃やさないごみ（主に産業廃棄物）0.25としてください。
- ⑤ 廃棄物収集方法、収集間隔を決めます。
 - (a) 事業系ごみは、自己処理するか許可業者（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）への委託となります。委託する場合は、収集運搬契約見込みから収集方法と収集間隔を決定します。
 - (b) 容器容量は、容積でなく重量換算します。60 リットル＝15 kgとします。

『施設用途別廃棄物排出基準』			
施設の用途	1日あたりの排出基準	施設の用途	1日あたりの排出基準
事務所	0.04kg/m ²	学校・保育園	0.02kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²	ホテル	0.06kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20kg/m ²	工場	0.08kg/m ²
店舗（物品販売）	0.08kg/m ²	駐車場	0.005kg/m ²
病院、診療所	0.08kg/m ²	鉄道駅舎	0.005kg/乗降客
デイ・サービス施設 養護・有料老人ホーム	0.06kg/m ²	流通センター、倉庫、 廃棄物中間処理施設	0.06kg/m ²
特別養護・軽費老人ホーム 介護老人保健施設	0.08kg/m ²	サービス付き 高齢者向け住宅	※住宅用途のため、 P3～21をご参照ください

※用途に無い建物については、類似する施設の用途に当てはめます。

※有料老人ホームで住宅型有料老人ホームの場合は、区の収集を原則としているため、ご相談ください。

※特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設等において、入居者が日常生活に伴い排出するごみ（家庭系みなし廃棄物）については区が収集できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

『容器数の算定の考え方』					
用途	廃棄物等の区分	床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・資源の割合×収集間隔 ÷重量＝A（※ベトナム材については住戸数で算定する）	最低必要個数 B（切上げ）	予備率※の加算C	必要個数 D（切捨て）
	燃やすごみ	[] m ² × () kg × 0.75 × () 日 ÷ [] kg = ⑦	個	Aの⑦×1.4＝	個
	燃やさないごみ	[] m ² × () kg × 0.25 × () 日 ÷ [] kg = ⑧	個	Aの⑧×1.4＝	個
	燃やすごみ	[] m ² × () kg × 0.75 × () 日 ÷ [] kg = ⑨	個	Aの⑨×1.4＝	個
	燃やさないごみ	[] m ² × () kg × 0.25 × () 日 ÷ [] kg = ⑩	個	Aの⑩×1.4＝	個
	燃やすごみ	[] m ² × () kg × 0.75 × () 日 ÷ [] kg = ⑨	個	Aの⑨×1.4＝	個
	燃やさないごみ	[] m ² × () kg × 0.25 × () 日 ÷ [] kg = ⑩	個	Aの⑩×1.4＝	個

※予備率とは…収集が予定どおりに行われない場合などを想定したものです。

(4) 『保管施設面積の算定』

- ① 下表に定める 60 リットル丸型ポリ容器、60 リットル角型ポリ容器など使用する保管容器の必要面積をもとに、作業面積を考慮したうえで容器を配置し面積を算定します。

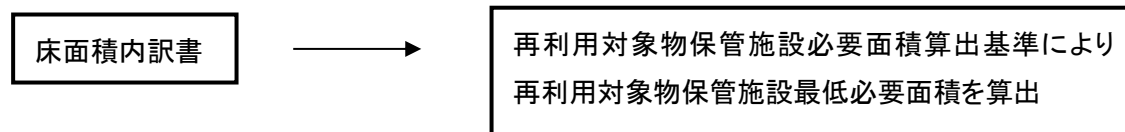
容器の配置は、P28～29 のとおりです。反転コンテナボックス、その他の容器を利用する場合は、利用容器の容積や寸法のわかる資料を添付し、事前協議してください。

『容器等の底面積』		
ポリ容器（60 リットル）	丸型	0.36 m ² (0.6 m × 0.6 m)
	角型	0.19 m ² (0.55 m × 0.35 m)



※ポリ容器は丸型を推奨します。角型は使用状況によって破損しやすいことを考慮してください。

5 再利用対象物保管施設の面積算定



次ページの『再利用対象物保管施設の必要面積算出基準』により決定します。廃棄物保管施設面積で作成した『床面積内訳書』（P46～47）を利用し、設置届の再利用対象物保管施設面積欄に記入してください。

『再利用対象物保管施設の必要面積算出基準』（抜粋）					
有効面積 用途	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事務所 飲食店 学 校 病院・診療所 老人ホーム 倉庫、工場	3 m ² 以上	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m ² 以上
店舗・ホテル		4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上		40 m ² 以上
文化・娯楽施設 など		3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m ² 以上

なお、有効面積（延床面積から算定除外面積を除いた面積）が 10,000 m² 以上の場合は、『再利用対象物保管施設必要面積計算表』（P49～50）を利用して下さい。また、算出にあたっては、次のことに注意して下さい。

- ① 同一敷地内に複数の建築物があり、棟ごとに再利用対象物保管施設を設置する場合は、棟ごとの有効面積に応じた最低必要面積を確保します。
- ② 用途欄に記載された用途以外の建築物の場合は、類似用途を用いて算出するので、事前協議してください。

6 廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置・構造などの決定

廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置や構造は、利用者の利便性、作業の安全、衛生保持の面などを考慮して決めます。（立地法の適用を受ける施設も含みます）

(1) 廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の配置

保管施設や容器の配置例は、図 5（P28）、図 6（P31）のとおりです。

廃棄物保管施設については 2 段構造にすることができ、その場合は P29 のとおりです。

(2) 廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の設置及び構造基準

詳細は『大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱』及び『事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置に関する要綱』によりますが、概要は次のとおりです。

- ① 他の用途と兼用しないこと。
- ② 引火性、爆発性物保管場所などに近接していない場所に設置すること。
- ③ 建築物 1 棟につき 1 か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、必ず事前協議をすること。
- ④ 保管施設の出入り口（扉）は、幅（有効）90cm 以上、高さ（有効）200cm 以上とし密閉できる構造にすること。搬出経路も同様の基準を満たすこと（反転コンテナボックスを使用の場合は幅（有効）180cm 以上で搬出経路も同様とし、段差や傾斜がないこと）。
- ⑤ 清潔保持のため、水栓などの洗浄設備、排水口などの排水設備を設置すること。
- ⑥ 換気扇などの換気設備、照明設備を設置すること。（吸気口は P29 を参照）
- ⑦ 廃棄物の飛散、雨水の流入等を防止するため、屋根・囲い（壁）を備えた密閉できる構造にすること。（グレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- ⑧ 有効面積（内り）を確保すること。
- ⑨ 住宅用途と共有する場合は、家庭系及び事業系の廃棄物区分を明確にすること。
- ⑩ 清掃車両が敷地内進入する場合は、作業安全性等を十分配慮すること。また、敷地出入口は、交通規則などを遵守すること。
- ⑪ その他十分な安全対策を講じるほか、区の指示に従うこと。

図5 廃棄物保管施設の容器などの配置例

容器などの必要面積は以下のとおりです。

- ポリ容器（60リットル）

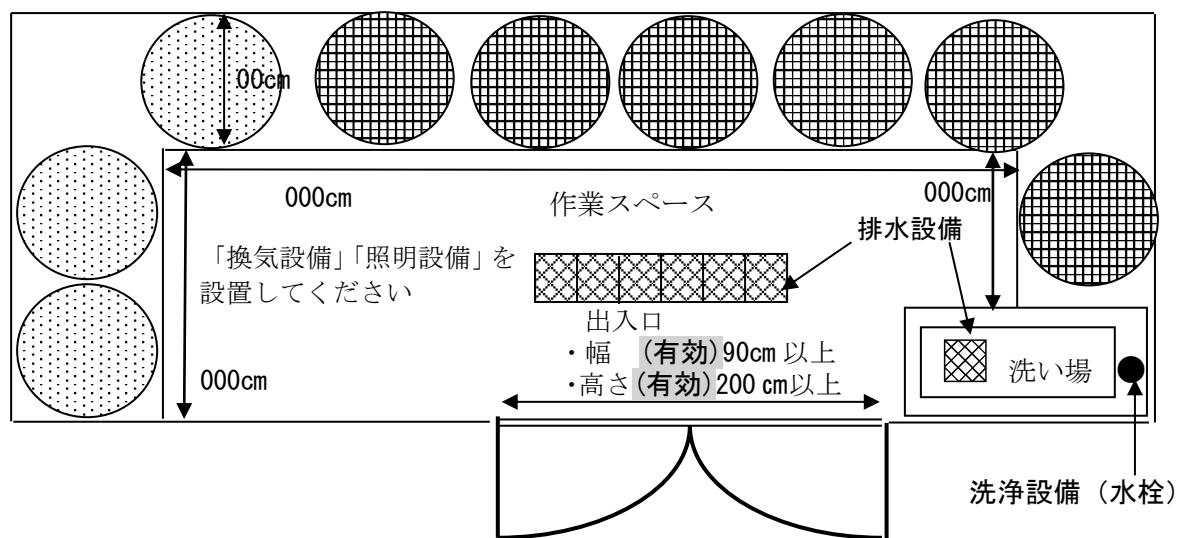
{	丸型……………	0.36 m ² (0.6m×0.6m)
	角型……………	0.19 m ² (0.55m×0.35m)

※ポリ容器は丸型を推奨します。角型は使用状況によって破損しやすいことを考慮してください。

- 反転コンテナボックス：事前協議をしてください。

容器などの規格に十分注意して、次のように配置してください。

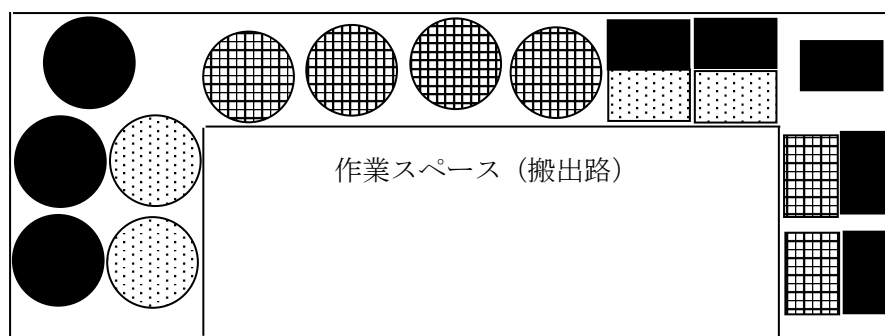
※棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。



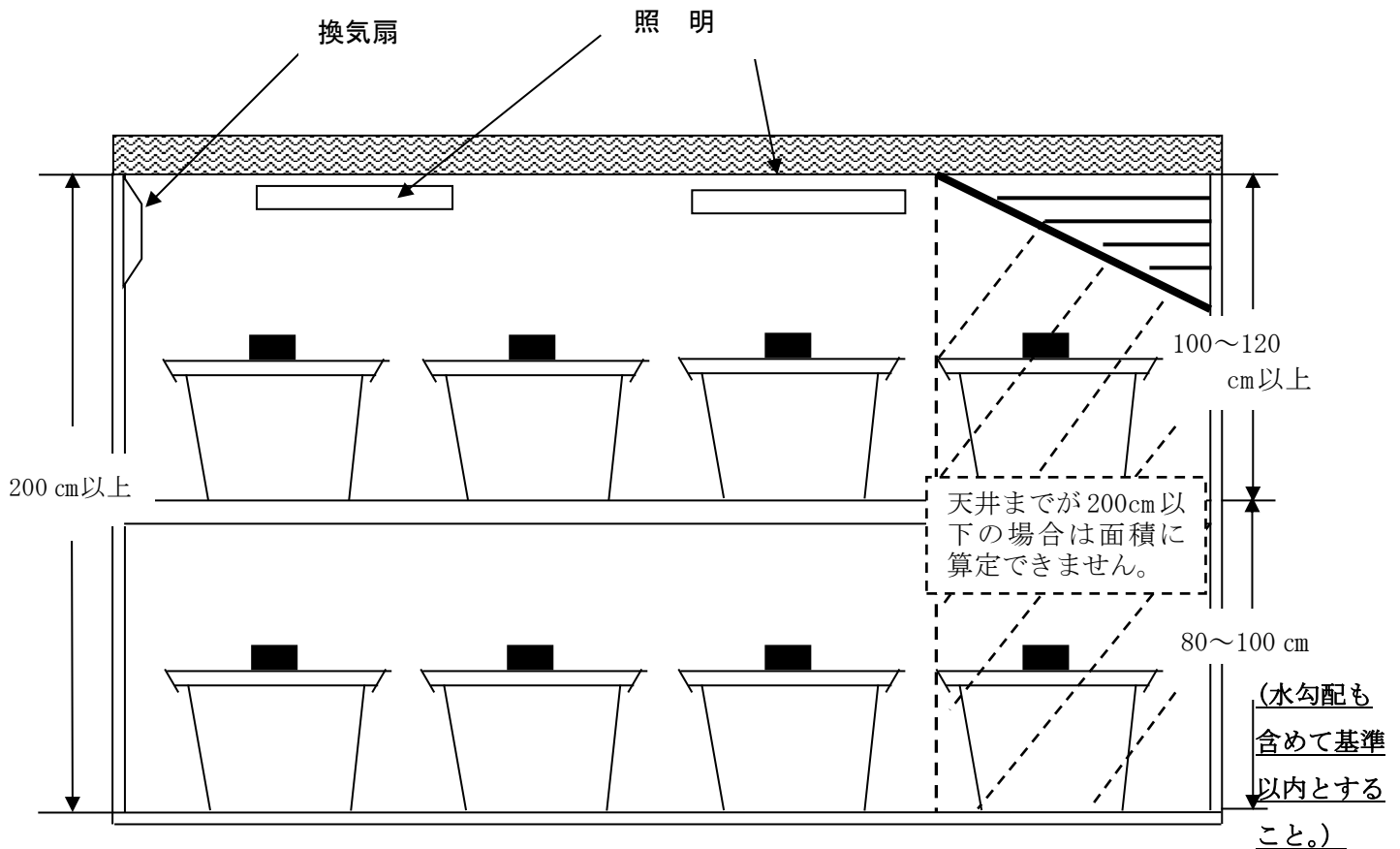
- * 棚を設ける場合は、各容器の必要面積が配置できる幅を確保してください。
- * **棚の幅や長さ、高さを有効寸法で図面に記入してください。**
- * 洗い場には、水栓、排水設備を取り付けてください。なお、水栓はホースなどを使って施設内を洗浄できれば施設外に設置可能です。その場合は施設外に設置する旨の記載をしてください。
- * **どの容器も作業スペース（搬出路）に接するように配置してください。**
- * **開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。**

【悪い配置例】

黒塗り部分は作業スペース（搬出路）に接していないため不可となります。

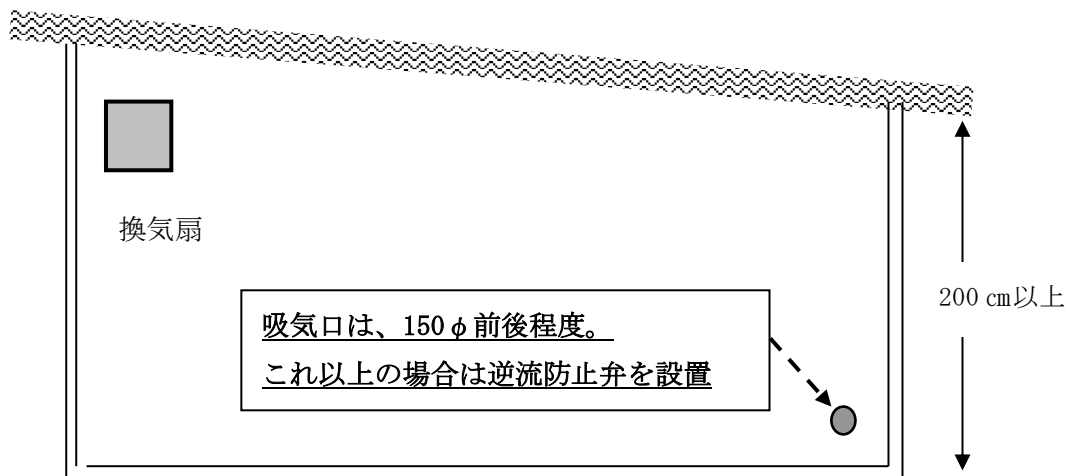


断面図（燃やすごみ・燃やさないごみ）



- * 天井の高さは、**200cm以上**確保してください。200cm以下の部分は面積に算定できません。
- * 2段構造の場合、**棚の高さは水勾配も含めて80cm以上100cm以下**としてください。なお、長さは棚の上部分からを計測します。

側面図（屋外設置例）



- * 屋根・囲い（壁）は必ず設置してください。（廃棄物が飛散、悪臭が発散、雨水が流入するようなグレーチング、パンチング加工などの通風構造は不可）
- * 換気設備及び照明を設置してください。

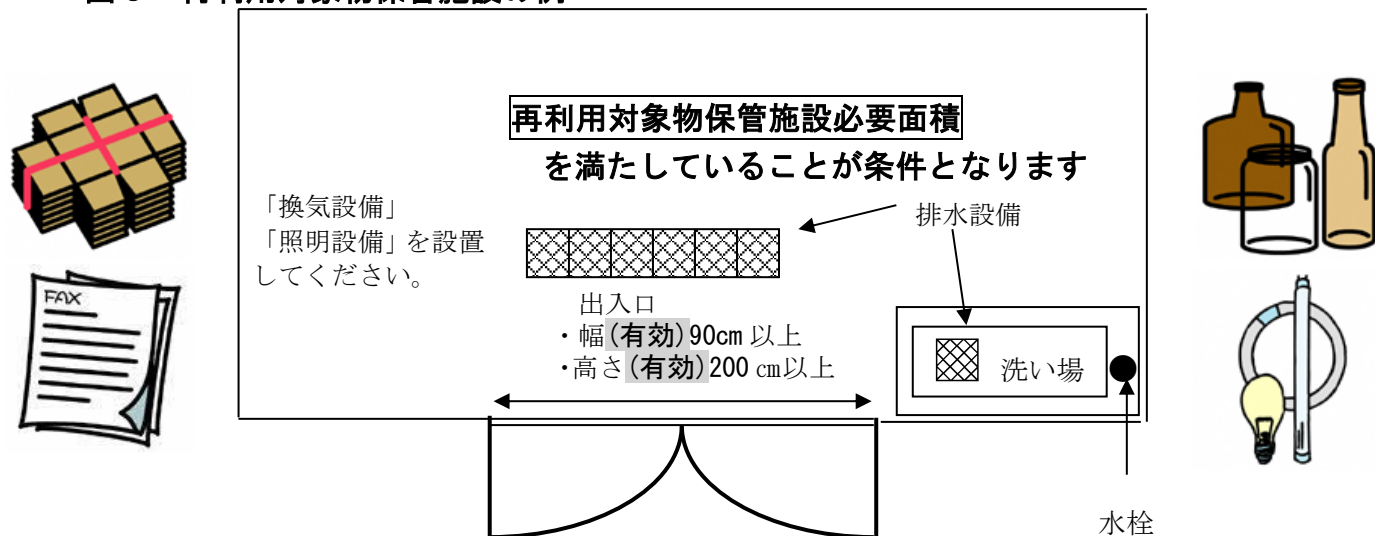
別表 再利用対象物保管施設の必要面積算出基準

用途 \ 有効面積	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事務所 飲食店 学校 病院・診療所 老人ホーム 倉庫、工場	3 m ² 以上	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m ² 以上
店舗・ホテル		4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m ² 以上
文化・娯楽施設 など		3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{有効面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m ² 以上

注意事項

- 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物は、事前協議をしてください。
- 2 主たる用途に付随する事務所などは、主たる用途とみなします。
- 3 事業用途部分の有効面積が 3,000 m²以上 10,000 m²未満で用途が複合する建物の最低必要面積は 4 m²以上としてください。
- 4 有効面積が 10,000 m²以上の建築物は、P49 の「再利用対象物保管施設面積計算表」を利用して最低必要面積を算出してください。
- 5 小数点第 2 位を四捨五入してください。
- 6 棚などを設ける構造であっても、上記表に基づく床面積を確保してください。

図6 再利用対象物保管施設の例



- * 洗い場には、水栓を設置してください。なお、水栓はホースなどを使って保管施設内を洗浄できれば施設外に設置可能です。その場合は施設外に設置する旨の記載をしてください。
- * 開放時のドアの厚みを考慮し、有効幅を確保してください。

7 感染性廃棄物保管場所の面積・配置・構造などの決定

医療機関などで感染性廃棄物が排出される場合は、廃棄物保管場所とは別に専用の感染性廃棄物保管場所を確保しなければなりません。その配置や構造は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律(法12条の2 第2項)』及び『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(規則8条の13)』によって規定されている保管基準に従い、生活環境保全上支障がないように決めます。

(1) 排出量の算定

計画される業態に応じ、同一業種その他建築物から排出される感染性廃棄物の量を基礎に、床面積や、病床数などの比較で予測排出量を算出します。なお、算出方法・算出資料の形式は任意となります。

(2) 面積の算定

収集間隔に応じた排出量が全て保管できる容器の個数(保管容器に関しては専用容器を利用する場合は、その大きさと容量が分かる資料を添付)を算出します。

保管場所面積は、算出された容器の必要面積が並ぶ面積を確保してください。

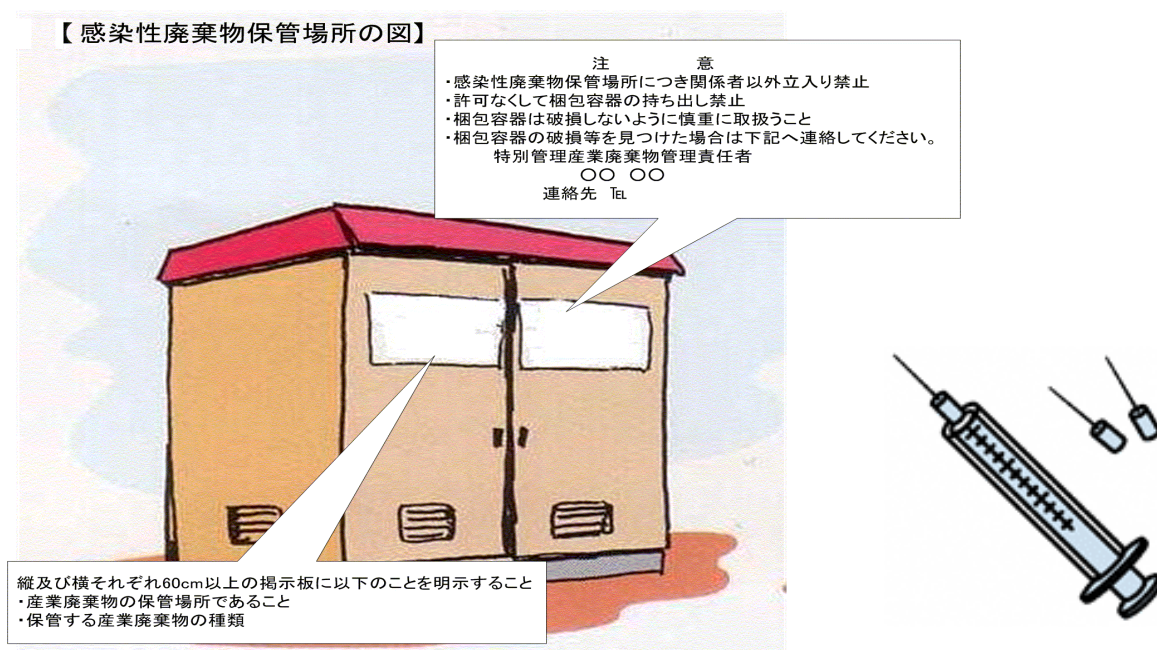
(3) 配置・構造等の決定

保管方法や構造基準は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 令和5年5月 環境省環境再生 資源循環局」に適合するものであること。

主なものは以下のとおり。

- ① 保管場所については、建屋内に設けるとともに、十分な管理（例えば温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃・消毒実施など）に努めること。
- ② 感染性廃棄物の保管は、極力短期間とすること。やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないように必要な措置を講じること。
- ③ 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管すること。（施錠できる専用施設）
- ④ 感染性廃棄物保管場所から当該感染性廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないようにし、汚水が生ずる恐れがある場合には公共水域などの汚染を防止するために必要な排水設備等を設けるとともに底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ⑤ 保管場所には、周囲に囲いが設けられていること。
- ⑥ 保管場所には、ネズミが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑦ 保管場所には見やすい箇所に下記の例を参考にして取扱注意等の表示を行うこと。表示は縦横それぞれ60cm以上とすること。
- ⑧ スペースの関係上専用の保管場所が設けられない場合は、関係者以外がみだりに立ち入ることのできない所で感染性廃棄物の保管を行うこと。（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください。）

図7 感染性廃棄物保管場所の例



4 提出書類記入例

(事業用途)

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届
兼 廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

令和〇年4月1日

(提出先)
足 立 区 長

(建設者) 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-51

建築主

氏名 環清掃株式会社 代表取締役 ●● ●●

電話番号 (6666) 4444

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条第6項・第50条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設 計 者	住所 東京都足立区東千住9丁目10-20 電話番号 8888-2222 氏名 足立東設計事務所 代表取締役 ■■ ■■
工 事 施 工 者	住所 東京都足立区西千住8丁目20-30 電話番号 7777-3333 氏名 足立西建設株式会社 代表取締役 ▲▲ ▲▲
建築物の所在地	足立区西千住2丁目2番(以下未定) ※住居表示で記入
建築物の名称	(仮称) 足立ベルモントビル
建築物の用途	店舗〔飲食店、物品販売(スーパー)〕、病院
敷 地 面 積	1.709.92 m ² 有効面積(内のり)
延 床 面 積	3.051.24 m ² (内訳) 住宅用 m ² (戸) 事業用 3.051.24 m ²
構 造	鉄筋コンクリート 造、 地上 5 階 地下 1 階
予 定 年 月 日	工事着手 令和〇年7月1日 工事完成 令和▲年3月1日 使用開始 令和▲年4月1日

2. 再利用対象物保管場所(条例第19条第6項関係)

保 管 施 設	地上・地下 1 階、 1 か所、 4.5 m ²
---------	-------------------------------------

3. 廃棄物保管場所等(条例第50条第1項関係)

保 管 施 設	地上・地下 1 階、 1 か所、 33.42 m ²
保 管 設 備	種別 丸型ポリ容器、容量 60 m ³ ・設置数 35 個・台
廃棄物持出場所	地上・地下 階、 か所、 m ²
粗大ごみ持出場所	地上・地下 階、 か所、 m ²
清掃車通行道路 車 道 幅 員	公・私道、 6 m 洗浄排水 洗浄 1 か所、排水 1 か所 設 備

建築物用途が事業用のみの
場合は記入不要

受	付	欄
(再利用)	(廃棄物)	

【事業用途記載例】
建築物の使用実態に
合わせて作成してく
ださい。

遵 守 事 項 確 認 書

私は、次の建物に設置する廃棄物保管場所等の使用に関し、下記事項を遵守します。

建築物名称：(仮称) 足立ベルモントビル

建築物住所：足立区西千住2丁目2番（以下未定）

記

【処理業者に委託する場合】

- 1 本建物の廃棄物の処理は事業者の責任において行います。他者による場合は許可を有する業者に委託します。
- 2 廃棄物の収集および保管場所の使用などにより、近隣住民等から苦情あるいは紛争の問題が生じた場合は、事業者の責任において解決するよう努めます。
- 3 容器数、廃棄物保管場所などの面積に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに増加、増設します。
- 4 再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所は常に清潔を保ち使用します。
- 5 建築物の分譲、又は管理等を委託した後も上記の項目については責任を持って解決するよう努めます。
- 6 感染性廃棄物については、他の廃棄物と混ざることのないように感染性廃棄物の保管場所を確保した上で厳重に管理し（表示・施錠の徹底等）、管理の内容に責任を持ちます。
- 7 新たに感染性廃棄物のほかに特別な管理を要する廃棄物が生じることになった場合は、適正な管理・排出を行います。

感染性廃棄物を扱う場合

【区の収集を利用する場合】

- 1 区が処理する事業系廃棄物の基準を守り、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区が定める方法の分別により適正な排出を行います。
- 2 廃棄物保管場所内の各ごみは、決められた曜日、時間に持出場所へ出します。
- 3 容器、廃棄物持出場所などの管理については、区の収集業務に支障のないようにします。
- 4 収集日には、事業者（管理受託者含む）が容器の持出し、収集後の容器の収納を担当します。また、廃棄物保管施設、持出場所、容器などは清潔に管理し、排出作業の際は十分に注意します。

（提出先）

令和〇年 3 月 31 日

足立区長あて

建設者 住所 東京都足立区中央本町1丁目17-51

氏名 環清掃株式会社 代表取締役 ●●●●

床面積内訳書（事業用）

m²（単位）

階	延床面積	有効面積 用途（●●●）	算出除外面積	算出除外面積内訳					
				通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所	
地下	510.24	128.60	381.64	18.50	55.71	7.20	255.23	45.00	
1	508.20	400.30	107.90	44.99	55.71	7.20			
2	508.20	400.30	107.90	44.99	55.71	7.20			
3	508.20	400.30	107.90	44.99	55.71	7.20			
4	508.20	400.30	107.90	44.99	55.71	7.20			
5	508.20	203.27	304.93	42.02	55.71	7.20	200.00		
合 計	3051.24	1933.07	1118.17	240.48	334.26	43.20	455.23	45.00	

※各階平面図に、用途ごとに面積を入れて、色付けしてください。

【建築物用途が一つの場合】

床面積内訳書の算定根拠としては、P36 のみが必要で、P37・38 は不要です。

【建築物用途が複数ある場合】

P36 は不要で、P37・38 が床面積内訳書の算定根拠として必要になります。

※記入例においては、建築物用途は、①店舗（飲食店）、②店舗（物品販売）、③病院と建築物用途が複数あるため、P37・38 のものを使用します。

* 有効面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の事業用途の床面積になります。

床面積内訳書(事業用・雑居ビル)

m²(単位)

階	用途 延床面積	店舗 (飲食)	店舗 (物販)	病院				算出除外面積
		床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	
地下	510.24	128.60						381.64
1	508.20		400.30					107.90
2	508.20		400.30					107.90
3	508.20		400.30					107.90
4	508.20		400.30					107.90
5	508.20		21.36	181.91				304.93
合計	3051.24	128.60	1622.56	181.91				1118.17

* 各床面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の各用途の床面積になります。

算 出 除 外 面 積 内 訳 書 (事業用・雑居ビル)

m² (単位)

階	用 途 面 積	通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所			
地下	381.64	18.50	55.71	7.20	255.23	45.00			
1	107.90	44.99	55.71	7.20					
2	107.90	44.99	55.71	7.20					
3	107.90	44.99	55.71	7.20					
4	107.90	44.99	55.71	7.20					
5	304.93	42.02	55.71	7.20	200.00				
合計	1118.17	240.48	334.26	43.20	455.23	45.00			

※提出する各階平面図に、用途（通路、階段、エレベーター、機械室など）ごとに面積を記入してください。また、色分けをして有効面積との区分を明確にしてください。

保管施設必要面積とは

「容器数算定の考え方」により必要個数を算出し、「段置き考え方」により容器の必要個数がすべて並べられる必要列数の算定をおこないます。列数分の必要面積が並ぶスペースと、すべての容器が面した作業スペース（搬出路はコンテナや容器（袋）を人が持って通りぬけられることが必要に、洗い場等をあわせた面積が保管施設の全体面積となります。実際、図面にレイアウトすることで、スペースが充足しているかを確認する必要があります。

『容器数算定の考え方』

用途	廃棄物の区分	床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・資源の割合×収集間隔 ÷重量=A	最低必要個数 B（切上げ）	予備率の加算	必要個数 D（切捨て）
住宅	燃やすごみ	[] 人 × 0.67 kg × 0.626 × 4 日 ÷ []	B（切上げ）	予備率 40% ※Bではなく、A に対して1.4 を乗することに 注意	D（切捨て）
	燃やさないごみ	[] 人 × 0.67 kg × 0.017 × 14 日 ÷ []			
店舗 (飲食)	燃やすごみ	[128.60] m ² × [0.2] kg × 0.75 × [2] 日 ÷ [15] kg = 2.6 ⑦	3 個	Aの⑦×1.4=3.6	3 個
	燃やさないごみ	[128.60] m ² × [0.2] kg × 0.25 × [3] 日 ÷ [15] kg = 1.3 ⑧	2 個	Aの⑧×1.4=1.8	1 個
	燃やすごみ	[1622.56] m ² × [0.08] kg × 0.75 × [2] 日 ÷ [15] kg = 13.0 ⑨	13 個	Aの⑨×1.4=18.2	18 個
病院	燃やすごみ	[1622.56] m ² × [0.08] kg × 0.25 × [3] 日 ÷ [15] kg = 6.5 ⑩	7 個	Aの⑩×1.4=9.1	9 個
	燃やさないごみ	[] 人 × 0.67 kg × 0.04 × 7 日 ÷ 9.3 kg = ⑥	6 個	Aの⑥×1.4=8.4	9 個

算定上の注意

- 用途別に行い必要個数を決定する。
- 基準要素の総計は、住宅は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 収集間隔は実態で記入する（区収集の場合は燃やすごみ4日、燃やさないごみ14日、プラスチック7日、資源7日、委託の場合は、契約予定内容による）。
- 60 ㍑丸型ポリ容器及び60 ㍑角型ポリ容器1個当りの重量は15kgとする（反転コンテナボックス使用の場合は燃やすごみ175kg、プラスチック140kgとする）。
- プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルの重量は、プラスチック12kg、古紙5.7kg、びん12.5kg、缶3kg、ペットボトル9.3kgとする。
- 容器の個数は、家庭廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源、事業系廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみとして算出する。
- Aは、小数第2位を四捨五入する。Aの小数点以下を切り上げて最低必要個数Bを算出する。
- 予備率は、40%を確保する。
- 必要個数DはCの小数点以下を切り捨てる。
- 必要個数Dが最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

5 提出書類原本

※ワード、エクセル（自動算定）版はホームページに掲載してあります。

【 住宅用途 】

P41、P42、P43、P44、P45 を提出。

【 事業用途 】

P41、P42、P44 ※① P46、P47・P48、※② P49 を提出。

【 住宅用途、事業用途の双方 】

P41、P42、P43、P44、P45、※① P46、P47・P48、※② P49 を提出。

※①：事業用途に応じて P46 あるいは P47・P48 のいずれかの提出

※②：P49 は、事業用建築物の有効面積が 10,000 m² 以上の場合のみ提出

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 設 置 届
兼 廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

年 月 日

(提出先)
足 立 区 長

(建設者) 住所
氏名
電話番号 ()

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 19 条第 6 項・第 50 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名		電話番号
工 事 施 工 者	住所 氏名		電話番号
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	㎡		
延 床 面 積	㎡ (内訳)住宅用 事業用		㎡ (戸) ㎡
構 造	造、地上 階 地下 階		
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2. 再利用対象物保管場所(条例第 19 条第 6 項関係)

保 管 施 設	地上・地下 階、	か所、	㎡
---------	----------	-----	---

3. 廃棄物保管場所等 (条例第 50 条第 1 項関係)

保 管 施 設	地上・地下 階、	か所、	㎡
保 管 設 備	種別	、容量 リットル・m ³ 、設置数	個・台
廃棄物持出場所	地上・地下 階、	か所、	㎡
粗大ごみ持出場所	地上・地下 階、	か所、	㎡
清掃車通行道路 車 道 幅 員	公・私道、 m	洗浄排水 設 備	洗浄 か所、排水 か所

受 付 欄	
(再利用)	(廃棄物)

遵 守 事 項 確 認 書

私は、次の建物に設置する廃棄物保管場所等の使用に関し、下記事項を遵守します。

建築物名称：(仮称) _____

建築物住所： _____

記

1.

2.

3.

4.

5.

6.

7.

8.

9.

10.

11.

(提出先)

年 月 日

足立区長あて

建設者 住所 _____

氏名 _____

本確認書は2部作成し廃棄物保管場所設置届を提出する際に正・副本に添付する

床 面 積 内 訳 書 (住宅用)

部屋面積	戸数 A	人員数 B	計人員 $C = A \times B$
～30 m ²		1.0 人	
～40 m ²		2.0 人	
～60 m ²		3.0 人	
60 m ² 超		4.0 人	
合 計	戸	総 人 員	人

4
3

* 総人員が、『容器数算定の考え方』の住宅用途の人員になります。

* 添付書類として各階別の部屋面積一覧表をつけてください。

保管施設必要面積とは・・・

「容器数算定の考え方」により必要個数を算出し、「段置きの方考え方」により容器の必要個数がすべて並べられる必要列数の算定をおこないます。
 列数分の必要面積が並ぶスペースと、すべての容器が面した作業スペース(搬出路はコンテナや容器(袋)を人が持って通りぬけられることが必要)に、
 洗い場等をあわせた面積が保管施設の全体面積となります。実際、図面にレイアウトすることで、スペースが充足しているかを確認する必要があります。

『容器数算定の考え方』

用 途	廃棄物等の区分		床面積又は人員×排出基準×燃やす・燃やさない・プラスチック・資源の割合×収集間隔÷重量＝A				最低必要個数 B（切上げ）	予備率の加算 C	必要個数 D（切捨て）
住 宅	燃やすごみ		〔 〕 人× 0.67 kg×0.626× 4 日÷〔 〕kg＝ ①				個	Aの①×1.4＝	個
	燃やさないごみ		〔 〕 人× 0.67 kg×0.017× 14 日÷ 15 kg＝ ②				個	Aの②×1.4＝	個
	プラスチック		〔 〕人× 0.67 kg×0.082× 7 日÷〔 〕kg＝ ③				個	Aの③×1.4＝	個
	資 源	古 紙	〔 〕 人× 0.67 kg×0.196× 7 日÷ 5.7 kg＝ ④				個	Aの④×1.4＝	個
		び ん	〔 〕 人× 0.67 kg×0.026× 7 日÷ 12.5 kg＝ ⑤				個	Aの⑤×1.4＝	個
		缶	〔 〕 人× 0.67 kg×0.013× 7 日÷ 3 kg＝ ⑥				個	Aの⑥×1.4＝	個
		ペットボトル	〔 〕 人× 0.67 kg×0.04 × 7 日÷ 9.3 kg＝ ⑦				個	Aの⑦×1.4＝	個
	燃やすごみ		〔 〕 m ² ×〔 〕 kg× 0.75 ×〔 〕 日÷〔 〕kg＝ ⑧				個	Aの⑧×1.4＝	個
	燃やさないごみ		〔 〕 m ² ×〔 〕 kg× 0.25 ×〔 〕 日÷〔 〕kg＝ ⑨				個	Aの⑨×1.4＝	個
	燃やすごみ		〔 〕 m ² ×〔 〕 kg× ×〔 〕 日÷〔 〕kg＝ ⑩				個	Aの⑩×1.4＝	個
	燃やさないごみ		〔 〕 m ² ×〔 〕 kg× ×〔 〕 日÷〔 〕kg＝ ⑪				個	Aの⑪×1.4＝	個

算定上の注意》

- 用途別に行い必要個数を決定する。
- 基準要素の総計は、住宅は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 収集間隔は実態で記入する（区収集の場合は燃やすごみ4日、燃やさないごみ14日、プラスチック7日、資源7日、委託の場合は、契約予定内容による）。
- 60ℓ丸型ポリ容器及び60ℓ角型ポリ容器1個当りの重量は15kgとする（反転コンテナボックス使用の場合は燃やすごみ175kg、プラスチック140kgとする）。
- プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルの重量は、プラスチック12kg、古紙5.7kg、びん12.5kg、缶3kg、ペットボトル9.3kgとする。
- 容器の個数は、家庭廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源、事業系廃棄物の区分を燃やすごみ・燃やさないごみとして算出する。
- Aは、小数第2位を四捨五入する。Aの小数点以下を切り上げて最低必要個数Bを算出する。
- 予備率は、40%を確保する。
- 必要個数DはCの小数点以下を切り捨てる。
- 必要個数Dが最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

『段置き考え方』

安全のため、区分によって重ねられる個数制限をしています。保管施設に棚を設置する場合としない場合とで、重ねられる段数が変わります。

○棚がない場合

燃やすごみ・燃やさないごみは・プラスチックは容器で1段、びん、缶はコンテナで4段、古紙はひもで束ねて3段、ペットボトルは1段まで置くことが可能です。

区 分	必要個数 D	重ねられ る段数	列数E (Dが段数の公倍数以下となるよう増加調整)
燃やすごみ・燃やさないごみ プラスチック		1	
古紙		3	
古紙（カーゴプレスタ）		4 5	
びん		4	
缶		4	
ペットボトル		1	
ペットボトル（カーゴプレスタ）		3	

$$D \leq \text{重ねられる段数} \times E$$

それぞれの容器必要面積で、列数E
を作業面に接したレイアウトにして、
保管施設全体の面積を算定します。

○棚が有る場合 ※棚の幅や長さ、高さを図面に記入してください。

燃やすごみ・燃やさないごみは・プラスチックは容器で2段（下段に1段・上段に1段）、びん、缶は、コンテナで3段（下段に2段・上段に1段）、古紙はひもで束ねて5段（下段に3段・上段に2段）、ペットボトルは2段（下段に1段・上段に1段）まで置くことが可能です。

区 分	必要個数 D	重ねられ る段数	列数E (Dが段数の公倍数以下となるよう増加調整)
燃やすごみ・燃やさないごみ プラスチック		※2	
古紙		5	
びん		3	
缶		3	
ペットボトル		2	

※反転コンテナボックスは重
ねることができません。

床 面 積 内 訳 書 (事業用)

m² (単位)

階	延床面積	有 効 面 積 用途 ()	算出除外面積	算出除外面積内訳					
				通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所	
合 計									

* 有効面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の事業用途の床面積になります。

床面積内訳書(事業用・雑居ビル)

m²(単位)

階	用途 延床面積							算出除外面積
		床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	
合計								

* 各床面積の合計数値が、『保管施設の面積算定表』の各用途の床面積になります。

算 出 除 外 面 積 内 訳 書 (事業用・雑居ビル)

m² (単位)

階	用 途		通路	階段	エレベーター	機械室	保管場所			
	面 積									
合計										

再利用対象物保管施設面積計算表（有効面積 1 万㎡以上の建築物のときに使用してください。）

※有効面積には算出除外面積を含めないで下さい。

用 途	(Ⅰ) 各用途別 対象有効 面積	(Ⅱ) [建築物全てがその用途とした場合の最低必要面積]			(Ⅲ) 1 棟に占める用途 別の割合 (a) (b) (c) / (d)	(Ⅳ) 最低必要面積 {(Ⅱ) × (Ⅲ)}	
		(d) が 1 万㎡以上～5 万㎡未満	(d) が 5 万㎡以上～10 万㎡未満	(d) が 10 万㎡以上			
事 務 所		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ = . ㎡	$16 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = . ㎡	26 ㎡	$\frac{(a)}{(d)}$	. ㎡	
飲 食 店							
学 校							
病院・診療所							
老人ホーム							
倉庫・工場							
小 計	(a)						
店 舗		(d) $4 \text{ m}^2 + \frac{-10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ = . ㎡			40 ㎡	$\frac{(b)}{(d)}$	. ㎡
ホ テ ル							
小 計	(b)						
文化・娯楽施設 など	(c)	$3 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ = . ㎡	$11 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ = . ㎡	16 ㎡	$\frac{(c)}{(d)}$	. ㎡	
合 計	(d)				1	(* 4 ㎡未満 4 ㎡) . ㎡	

↑ * (Ⅰ) 欄は小数第 3 位を四捨五入

↑ * (Ⅱ) 欄は小数第 3 位を四捨五入

↑ * (Ⅳ) 欄は小数第 3 位四捨五入

《作成上の注意》

- 1 有効面積 1 万㎡以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算して下さい。 ……………(Ⅲ) 欄は使用しないで下さい。
 - ① 該当する用途の有効面積を (Ⅰ) 欄に記入し、その数値を合計 (d) にも記入してください。
 - ② ①の数値を (Ⅱ) 欄の用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数第 3 位四捨五入) して下さい。ただし、(d) が 10 万以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。
 - ③ ②の数値を小数第 3 位で四捨五入して (Ⅳ) 欄に記入して下さい。……………この数値が最低必要面積です。

- 2 1 万㎡以上で用途が複合する建築物の場合は、次の手順で計算して下さい。
 - ① 各用途別の有効面積を (Ⅰ) 欄に記入し、合計した数値を (d) に記入して下さい。
 - ② ①の数値を (Ⅱ) 欄の各用途と面積が該当する計算式の (d) に記入し計算 (小数第 3 位四捨五入) して下さい。ただし、(d) が 10 万以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。 この数値が各用途別に有効面積 (d) があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。
 - ③ (Ⅰ) の各用途別の面積 [(a)、(b)、(c)] と合計面積 [(d)] を (Ⅲ) 欄の (a) ～ (d) の該当するところに記入して下さい。これが、1 棟に占める用途別の割合となります。
 - ④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数第 3 位を四捨五入して (Ⅳ) 欄に記入し、合計して下さい。……………この数値が最低必要面積です。
 - ⑤ ただし、④で算出された面積が 4 ㎡以下となった場合は、最低必要面積は 4 ㎡以上としま

廃棄物保管場所等の事前協議と設置届提出について

事前協議について

廃棄物保管場所等設置届の作成・提出にあたっては、内容点検に伴う事前協議が必要となります。協議はメールや電話でも行えますので、その際は、下記のメールアドレスまで提出書類をPDF ファイルでお送り下さい。

また、窓口でのご相談を希望される場合は、**必ず、廃棄物保管場所担当者と日程調整をしたうえでご来庁ください。** 担当者が不在の場合には対応できないことがあります。

設置届提出について

設置届を提出する際は、廃棄物保管場所担当者立会いの下で書類確認が必要になりますので、**必ず、廃棄物保管場所担当者と電話等で日程調整をしたうえでご来庁ください。**

受付時間 8時30分～17時00分

足立区環境部ごみ減量推進課業務係

電話 03-3880-5302

FAX 03-3880-5604

E-mail kankyo-gomigen@city.adachi.tokyo.jp